

キケロ フィリッピカ第一演説 序、試訳、注解

長谷川 博 隆*

Cicero : Erste Philippische Rede gegen M. Antonius

——Einführung, Übersetzung, Erläuterungen——

Hiroataka HASEGAWA *

序

I 名称

一体、フィリッピカ（フィリッピカエ）演説という呼称はどこに由来するのか。話は前四世紀のアテナイまで遡る。マケドニアの王フィリッポス二世（アレクサンドロス大王の父）の北方からのギリシア侵入に対して、アテナイの大雄弁家デモステネスは、マケドニア王に対する戦いを国家最大の課題として、そのために、前351年から341年にかけて熱弁をふるった。その中の四つが、フィリッピカ演説の名前を冠して伝えられている。（以下、原則的に年号は紀元前）

ところで、44年3月15日のカエサル暗殺後、ローマでは、権力欲に燃えるアントニウスが、カエサル殺害者たちの狙い、期待を画餅に帰さしめるべく彼らを脅迫していた。63年のコンスルとして、カティリーナの国家転覆の陰謀を粉碎したキケロ（106,1,3-43,12,7）は、ローマを離れていたのに、急遽立ち戻り、この度は、元老院の先頭に立ってアントニウスに対する弁論闘争を展開する。この闘いのためにキケロは、44年9月から43年4月までの間に、十四回の情熱的な演説、本来ならばアントニウス弾劾演説と名づけられるべきものだが、フィリッピカエ（ピリッピカエ）という名で伝わっている演説を残している。

このまことに含蓄の深い呼称は、他ならぬキケロ自身によるものである。カエサル暗殺の首謀者マルクス・ブルトゥスは、その頃ギリシアにおける共和政護持勢力の最高指揮官であったが、43年4月1日、キケロに手紙を書いている（Dyrrachionから。Cic.Brut.2,3,2 Shackleton Bailey 以下SB.と略す^{a)}）。

「私は、貴方の二つの演説を読みました。一つは貴方が1月1日になされたものです（第五演説）。そしてもう一つは、私の手紙に関する演説ですが（第十演説）、そこで貴方はカレヌス^{b)}に反対する意見を述べていますね。でも、それを私が誉めることなど、貴方は期待しておられないよう

*人文教室 (Department of Liberal Arts and Sciences)

です¹⁾。これらの小冊子（演説）における貴方の心ばえと才能とが、これまで以上に称賛に値するものかどうかは、私には分かりません。だが、貴方がかつてお手紙のなかで、冗談めかして提案しておられましたように、フィリッピカエと命名されることには、心から同意いたします」。

上記のブルートゥス書簡の中で言及されているキケロの手紙は現存していないが、その後キケロがブルートゥスに宛てた手紙には次のように書かれている（Cic.Brut.2,4,2SB. ローマ。43年4月12日）。

「カッシウス²⁾のことを私は喜んでいます。そして国家に対して祝意を表したいと思います。また自分自身に対してもです。と申しますのも、他ならぬ私が、パンサ³⁾の厳しい反対に対して、カッシウスにこそドラベッラ⁴⁾に相對する戦争遂行の仕事を委ねるべきだとの提案を行なった本人だからです。しかもたしかに、私は大胆にも、彼がまたわが元老院の決議なしで、すでに戦いを始めていたということを申しました。その際、貴方の問題についても、語るべきだと思うことをお話ししました（Phil.11,26ff.）。その時の演説（第十一演説）が貴方のところに届くことでしょう。というのも、私のフィリッピカエは貴方をよるばせると思うからです」。

（Plut.Cic.24;41;48にも、キケロが対アントニウス演説にフィリッピカというタイトルを付けたという。cf.App.b.c.4,20; Juv.10,118ff.）

ではなぜ、キケロはこのようなタイトルを付けたのであろうか。この呼称によって何を言おうとしたのか。何よりも彼にとってのギリシアの持つ意味が重要であろう。

哲学者としての彼は、作品に『国家論』とか『法律論』という題名を付けている。明らかにプラトンを意識したものといえよう。更に雄弁家を自認するキケロとしては、アテナイの雄弁家デモステネスの映像が眼前にちらついていたことであろう。しかも政治的な状況も、一方は四世紀中葉のアテナイ、一方はカエサル死後のローマという具合に、政治家としては、内と外との差はあるが、自由を脅かすものに対して精魂傾けた戦いを展開しなければならなかった。また内的な閉塞状態という点からも前四世紀のアテナイが甦えってきたのではなかろうか。

なお、Gelliusは、アントニウス弾劾演説と名付けている（Antonianae: Gell.1,22;6,11;13,1;13,22.）が、以上の点から、かえってキケロ自体がフィリッピカエと呼ぶことに積極的な気持ちを持っていたことが読みとれよう。作品としても、フィリッピカエは完全に残っている（勿論、各写本には欠落箇所も数多く存在するが、全般に写本の伝承は良好。SB,Gnomon,1983,545）。キケロはアントニウスとの抗争にあたり、十四回以上演説を行なっているともみられる（Noniusは十六回といい、またGL.VII,467は十七回とする）が、現存のそれは、実際に行なった演説をまとめ、練り上げたもの。ここで一つだけ重要なことを指摘しておけば、キケロの『老人論』や『義務論』が、これらの演説と並行して生まれていることである。

Ⅱ 44年3月15日以降の歴史の流れ 省略 (Becht, Sternkopf まで遡って別に詳論する)

Ⅲ 第一フィリッピカの周辺

キケロは予定していたギリシア旅行を中断して、44年の8月31日にローマに帰ってきたが、友人に熱烈に歓迎された (Plut. Cic. 43, 5)。コンスルのアントニウスは、翌9月1日にコンコルディアの神殿に元老院を召集したが、神殿は、武装した従者によって固められていた。将来、あらゆる感謝祭に、カエサルのための日も加えられるべきだという内容の元老院決議が出される手筈になっていた (Phil. 1, 1-12; Att. 16, 7. cf. Phil. 2, 110; Dio. 43, 44)。ところが生命の危険すら感ぜられたので、キケロは朝、アントニウスに使者を送り、自分は旅の疲れのため、会議には参加できないと、この人の赦しを乞うた。ところが、アントニウスは、これを自分に加えられた新たな侮辱と見て、保証を取って出席を強要し、キケロの家に人をやって打ち壊させようとした。

9月2日、重ねて元老院が開催された。場所も同じだが (Phil. 5, 18f.)、今回は、アントニウスは出席せず、別のコンスルのドラベッラが、会議を主催した。討議の対象となったのは、レス・プブリカ (res publica = 国家、国事) に他ならなかった (具体的には二つの法案。①審判人の第三部会に関わることと、②暴力・謀反についての判決を受けた者に上訴の権利を認めるもの)。キケロは、この会議に出席し、そこで行なったのが第一回のフィリッピカ演説である。彼は、この演説では、8月1日にピソ (L. Calpurnius Piso Caesoninus。カエサルの岳父) の行なった攻撃、弾劾演説に組している。ところが有力な元老院成員、とりわけ元コンスルたちの間では、この現職の両コンスルの政策へのキケロの攻撃は、一人を除いては賛成をえられなかった。賛成者は、プブリウス・セルウィリウス・イサウリクス (RE. 67. cos. 48. 41. M. Gelzer, Cicero, Wiesbaden 1969, 346f.; Cic. fam. 12, 2, 1. cf. 12, 25, 4) だけで、他の者はみな沈黙を護った。

キケロが意図していたのは、6月1日以降両コンスルによって行なわれてきた暴力政治の否認だったが、この公刊された演説は、ただ単なる声明文の役割しか果たさなかった、と見られている。

Ⅳ キケロの演説の底を流れるもの

全体としてみて、現在伝えられている演説は、両コンスルに対する迫力ある抗議であった。二人は、カエサル除去後、自由な路線をとり、なによりもレス・プブリカのために力を尽くすところにその狙いを定めていたのである。歴史的に形成された res publica の最善の形をキケロは、『国家論』の全六巻の中にも伝えている (rep. 1, 34, 70; leg. 3, 12)。

アントニウスも、ブルートゥスとカッシウスも、そしてまたキケロも res publica を問題にするが、そこには、一体何が潜んでいたか。詳論は、演説検討後の作業としたい。

これまでも自己と res publica の一体化を説いてきたキケロ (Cic. Red. sen. 34; Sest. 87; off. 2, 58.

それは Phil.2,1にと流れてゆく)が、ここでも *res publica* の問題を論争の実質的な争点に据えたことで、演説に内容の点で深みと広がりを与えられた。アントニウス攻撃に重みが増したことも事実であろう。まずキケロは、旅行からの突然の帰国に対する明白な批判に対して、簡潔にその事実を述べた上で、アントニウスの *res publica* に対する姿勢によって自分の動きが決められたとする。カエサル暗殺事件によって、元老院の権威が回復されることになったが、コンスル格の人物としての自分が、3月17日には大赦令によって、内的な平和の基礎を生み出した(そのために、彼は *res publica* の象徴と見られる)。両コンスルはこの路線を取っていたが、6月1日に完全な政策の転換が見られる。元老院との協調に代わって、彼らは民衆に向きを転ずる。しかし、それも決して合法的なやりかたではなく、現実の民衆の意思をねじまげた上での事であった。それは権力の諸要素の調整を狙いとするローマの国制の根本原則に反するばかりでなく、タイラントへの道をとることになる (Cic.rep.2,57.pass.)。(勿論この演説には、キンナにかぶされる *dominatus* という表現はないが。両コンスルをこの唾棄すべき道から友情あふれる警告で以て引き戻そうとしている)ブルートゥスたち解放者はローマに入れないし、老精兵は新たな報奨を求めている。こういった局面に際会して、キケロは使節として派遣され、翌年1月1日までには帰国して、新しいコンスルのもとで活躍することを望んだのだが、8月はじめに、ローマでの一応の妥協のことを聞き、直ちに帰国したのであった。

演説の内容については訳文にゆずりたい。

キケロは、アントニウスに向かって、友人として話しかけ、個人攻撃は一切していない (2,1;6;7も同じ)。最も有名で、痛烈なというよりも、辛辣な第二演説に比べると、この第一演説は、少々苦みは効かせてあるものの、理性的で、節度もあり、下品に陥らないように配慮されている。アントニウスの6月1日以降の変節をつき、非難よりも悲しみの思いの籠もった演説とも言われる。とくにアントニウスの最近の行動への批判は、この人物の名誉心と義務感に訴えるものといえよう。ただ、既に大きな姿を見せてくる若きオクタウィウスに全く言及されていない点にも注目したい。

この十四のフィリッピカ演説は、彼がもっとも素晴らしいとみなし、もっとも不変の価値を見出だした、非専制政治体制への心からなる献身ぶりを示すものとされる。これによって、キケロは自由のチャンピオンと見られているわけだが、これまでの彼の煮えきらなさはどうなったのか? 特に3月15日以降この演説に至る間の彼の揺れは? しかし、この演説のキケロについては、積極的に解釈してはどうだろうか。彼は、それまでの人生では見たこともないような活発さで、チャンスをとらえ、行動した。自分の愛したローマ共和政国家のために、そしてまた言論と行動の「自由」のために、危険を犯す覚悟だったのである。結局は、その命を贖わなければならないのだが、今はそこまで彼を追う必要あるまい。

V 写本や刊本の問題は、紙幅の都合上今回は最小限のことだけを記すに止めた。

1, この第一演説に関して参照できたテキスト, 注釈本は次の通り。

a)

M.Tulli Ciceronis scripta quae manserunt omnia, volumen 8, rec.F.Schoell, Leipzig 1918 (Bib. Teubneriana). —Schoell

M.Tulli Ciceronis orationes II, recognovit adnotatione critica instruxit A.C.Clark, 2.ed. Oxford 1918 (Bib. Oxoniensis). —Clark

Cicéron, Discours, tome XIX, texte établi par A. Boulanger et traduit par P. Wuilleumier (Philippica I-IV), Paris 1959 (Coll. d. Univ. de France) (Budé éd.). —Budé

Cicero, Staatsreden, 3 Teil, Die Philippischen Reden, Lateinisch und Deutsch von H. Kasten, Berlin 1970 (Schriften und Quellen der Alten Welt). —Kasten

M.Tulli Ciceronis scripta quae manserunt omnia. Fasc. 28. In M. Antonium orationes Philippicae XIV. Edidit Paulus Fedeli, Leipzig, Teubner. 1982 (Bib. Teubneriana). 改訂版は1986 (未見) —Fedeli

D.R.Shackleton Bailey (Ed. and Transl.), Cicero, Philippics, Chapel Hill/London, 1986. —SB.

b)

K.Halm, Ciceros Ausgewählte Reden VI, Ciceros erste und zweite Philippische Rede, 6 Aufl. Berlin 1881 (第8版は参照不能。J.E.B.Mayor による英訳版もある)。——Halm

J.D.Denniston, Cicero, Philippics I & II, Oxford 1926 (repr. Bristol 1978). ——Denniston

c)

C.Bähr, Die Philippischen Reden von M.Tullius Cicero, Langenscheidtsche Bib. Bd. 88. Cicero XI, 3 Aufl. Berlin 1855-1907.

C.D.Yonge, The Orations of M.Tullius Cicero, Vol. IV, London 1919.

W.C.A.Ker, Cicero Philippics, 2ed. London/Cambridge 1938 (Loeb Cl. Lib.).

M.Grant, Cicero Selected political Speeches, Penguin Cl. 1969.

M.Fuhrmann, Marcus Tullius Cicero, Sämtliche Reden, Bd. VII, Zürich/München 1982. —Fuhrmann

(本試訳は、原則としてSchoell校訂のTeubner版によったが、Budé, SB, Fedeli (新Teubner版) も参照した。新Teubner版 (特に詳細極まりないApparatus) の全面的な検討は、試訳から本訳への段階で行ないたい)

〈 〉 は、先人の補遺 (注で解説を加えた)、および私による達意のための補句

() は、説明的な語句

2, 写本, および系統図は別記の通り。本試訳では、どの写本によったかの言及は必要最小限に止めた。写本系統図はBudé éd.によった。それは、V本と、K.HalmによってD (Decuriatus) と

名付けられた別記諸写本の原型とに大別される。詳しくは、Fedeli参照。

V Vaticanus Basilicanus H 25 (8/9世紀, 若しくは9世紀) 最も古く, 主要な写本

なお V^2, V^3 はV本の改訂本。

D 第2グループの写本がこれに属する。

δ Dの中の多くの写本

c Vに最も近い(但し, Phil.I-IVのみ)。Angelius Colotiusの現在失われたCodex. Berolinensis 1794(旧201)(12世紀)とParisiniの5802及び6602(13世紀)とに一致する

t Tegernseensis. 現在 Monacensis 18787(11世紀). 最良本か? 問題点はFedeli, XI. b.tはcに近く, n,s,vは相対する, とみる。

b Bernensis 104 (13世紀) .

a Bambergensis M IV, 15(13世紀). 全 Phil.を含む。

n Leidensis Vossianus O, 2 (10世紀) .

o Oxoniensis Collegii Novi CCLII (12世紀) .

l Londiniensis (Brit. Mus. 15A, XIV (11世紀) .

g Gudianus. 現在は Wolfenbütteleanus 278 (13世紀) .

1 本と元は同じ。

v Vaticanus Lat.3227 (12世紀)

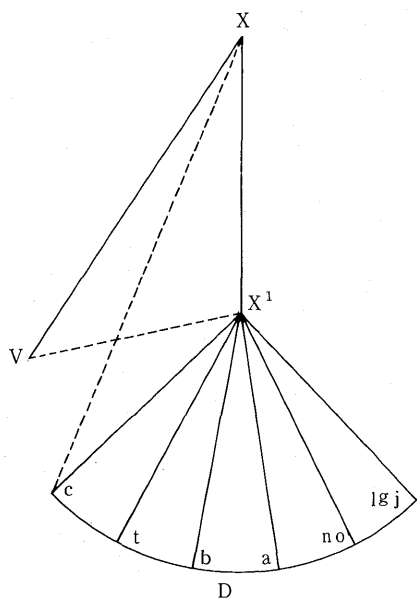
s Vaticanus Lat.3228 (10世紀)

j Jenensis (13世紀) . g,jはlよりも価値は低い。

Amst. Amsterlodamensis 77 (13世紀)

Cus. Cod. Nicolai Cusani (12世紀)

以下の写本は省略



邦訳

(1) 元老院議員諸君よ、国事に関して、今こそ申し述べねばならないと思っていることを発言する前に、諸君に簡単に私の出立と引返し¹⁾の理由について説明しておきたい。

国政運営が、結局諸君たちの助言と権威²⁾のもとに戻されることが期待できる限り、私はこの地に、コンスル格の元老院議員として、いわば見張りのようにとどまろうと決心したのである。たしかに、テッルス³⁾の神殿に我々が召集された³⁾あの日以降、私は何処にも出て行かなかったし⁴⁾、また国事から目をそらすこともなかった。あの神殿において、力の限りを尽くして、平和の基礎を固めたのだが、その際、アテナイ人の先例を呼び起こしたのである。つまり私としては、あのとき都市国家アテナイが争いを鎮めるにあたり使ったギリシア語の表現まで採用したほどであり⁵⁾、また不和の記憶は悉く、永続する忘却で抹消されるべきだという意見をも表明したのである。

(2) あの時のマルクス・アントニウスの演説は素晴らしく、その意図するところも際立ったものであった⁶⁾。結局平和は、彼及びその息子の手で⁷⁾、我々の最も著名な市民との間に固く結ばれたのである。更にそれに引き続いて起こったのも、このようなことの始まりと合致する類のものだった⁸⁾。アントニウスは、市民たちの領袖を、自分の家で⁹⁾行っていた国事に関する討議に加わるようにと促していたが、アントニウスは、この身分の人にもまことに素晴らしい報告をしたのである¹⁰⁾。その時¹¹⁾、ガイウス・カエサル¹²⁾のメモの中には、だれにも知られていた事以外に何も見つからなかった、とし¹²⁾、また、尋ねられたことに対してはすこぶるきっぱりと答えたのである。

(3) 「どのような亡命者が呼び返されたのか？」彼は答えた。「一人だ¹³⁾、それ以外にはだれもない。」「何か特典が与えられたのか？」¹⁴⁾「何も」¹⁵⁾と彼は答えた。彼は、あの名士の、わがセルウィウス・スルピキウスの提案¹⁶⁾に我々が同意するのを望みさえしたのである。それは、3月15日以降は、カエサルのいかなる取決めの恩恵も、公示されるべきではないという意見だったのである¹⁷⁾。

私は多くのことに、また大事なことに触れないでいるが、それというのも、マルクス・アントニウスの前代未聞の措置について急いで述べたいからである。彼は、このときすでに専制君主の支配権まで奪い取っていた独裁官職を完全に国家から除去したのである¹⁸⁾。この問題について我々は、全く意見を示すことすらしなかった¹⁹⁾。彼は、自分が通そうと望んでいた元老院決議の草案を提出した²⁰⁾が、それが読み上げられるや、我々は、熱狂的に彼の提案を受け入れ、そして元老院決議の形をとることで、彼に対して最大級の感謝の意を表明したのである²¹⁾。

(4) 丁度一条の光が、我々の前に差ししてきたようであった。我々の堪え忍ばねばならなかった君主制だけでなく、君主制の恐怖まで取り除かれたからである。彼が、昔はしばしば正当なものであった独裁官の名称を、最近の終身の独裁官職²²⁾を思い出させるとして、完全に国制から閉め出したことで、市民団は自由であるべきだという彼の期待の、その最大の保証が彼の手で国

家に与えられたかのように見えた。

(5)ところで元老院は、殺戮の危機から、数日経って再び救われた。マリウスという名を僭称していた逃亡奴隷がハーケンでひきずってゆかれ処刑されたからである²³⁾。そして、このようなことすべてをアントニウスは、同僚ドラベッラ²⁴⁾と一緒に行了したのである。その後は別のことが、ドラベッラだけの手でとり行なわれたこともあったが、同僚が不在でなかったら²⁵⁾、それも、彼らは多分共同の責任で行なうことになったであろうと、私は想像している²⁶⁾。つまり、ローマの町で、無制限の悪事がのさばり²⁷⁾、それが日々、拡がってゆき、葬儀とは言えないものを〈カエサル〉の葬儀として挙行了した²⁸⁾他ならぬその人たちが、フォルムに祭壇(聖柱)²⁹⁾を作っていたのだが、ならず者たちが、自分たちと同じような奴隷と組んで、連日ますますローマの町の住まいや神殿を壊すぞと³⁰⁾脅かしていたところ、向う見ずで非道な奴隷たちに対しても、下劣で悪辣な自由民たちに対しても、あのような際立った姿勢を示したのがドラベッラだったの〈もそういうわけだったの〉である³¹⁾。またあの呪われるべき柱³²⁾をあのようにして壊したのも彼であった。そうだったわけで、あの一日と、それ以降の時間とがどんなに厳しく分けられることになったかは、私にはまことに驚くべきことのように思われる。

(6)というのは、6月1日、我々の出席をアントニウスが要請した³³⁾あの日に、突然すべてが変わってしまったのだ³⁴⁾。元老院ではもう何も決められず、多くの、しかも重要なことが、民会で、民衆不在、民衆の意思に反して、とり決められることになった³⁵⁾。予定コンスルたちは³⁶⁾元老院にはあえて出席することはしないと声明していたし、祖国の解放者たちもまた、ローマの町の首にかかっていた奴隷の轡を外したのに、この町を離れてしまっていた³⁷⁾。それでも、コンスルたち自身は公的な集会においても、あらゆるその他の対話においても、この人たちを称賛していた。また老練兵と呼ばれていた人たちといえ、この元老院身分の人にきわめて慎重に取り扱われていたのだが、彼らはこれまで所有していたものを護るようではなく、新たな強奪を期待するように焚き付けられていたのである³⁸⁾。私は、こういったことを目で見るとより遠くから耳で聞く形をとりたかったので、無任所の使節のタイトルをえて³⁹⁾、〈翌年の〉1月1日、つまり元老院の召集される一番最初と思われていた日には帰ってきているように、という気持ちでローマを出発したのである⁴⁰⁾。

(7)元老院議員諸君よ！以上で私が、何故出立を決めたかについて説明した。そこで今度は、引返してきた、そのわけについて手短かに説明しよう。それはもっと奇異な感じを呼び起こすと思われるからだ。それ相当の理由のため、私はブルンディシウム⁴¹⁾経由のギリシアへの通常の道を避けようとしたので、8月1日にシュラクサエに着いた⁴²⁾。この町からギリシアに渡るのが良いと勧められていたからである。しかし、この町は私にとっては極めて深い繋がりがあった⁴³⁾にも拘らず、また町の人も望んでいたのだが、私を一晩以上は引き留めることができなかった。もし長逗留したら、突然友人たちのもとに現われたことが、ある種の疑いを引き起こしはしまいかと、私はそれを恐れたからである。

ところが、順風が私をシキリアからレウコペトラへと⁴⁴⁾、つまりレギウム地方の一半島へと運んでくれることになったので、海を渡るためにその地から船出したが⁴⁵⁾、あまり進まないうちに、南風によって船出した地へと吹き戻されてしまった。(8)夜も深かったので、私の仲間と友人のプブリウス・ヴァレリウス⁴⁶⁾の別荘に留まったが、翌日も順風を待ってこの友人の家に滞在していたとき、レギウムの町の人が大勢、私のところにやってきた。その中には丁度ローマから来た人もいたので、この人たちから初めてマルクス・アントニウスの演説のことを知ったが、演説は私に好ましく思えたので⁴⁷⁾、それ（＝写し）を読んですぐにも帰る気持ちになりはじめたほどだった。それから間もなくして、ブルートゥスとカッシウスの声明⁴⁸⁾が届いたが——多分、個人的な友情というよりは、国家のために二人を尊敬しているからであろうか——、たしかに私には、それは全く公平な主張のように思えた。それには、その他にも同意されることがあろう、と付け加えられてあった。というのは、吉報を伝えようとする人は、更になにかを付け加えて、その知らせをますます喜ばしいものにしようとするものなのだ。それは、＜8月＞⁴⁹⁾1日に、元老院には議員が打ち揃って集まるだろうということ、またアントニウスは悪しき助言者から離れ、ガッリアの諸属州の長官職を辞退し⁵⁰⁾、元老院の取り決めに身を委ねるつもりになっているというものであった。

(9)そこで本当に帰国の熱望に火が付けられたので、私にはどんな懼も、どんな風も十分速いとは思えなかった。とはいえ、それは丁度適切なときに到着できないのではないかと心配になったからではなく、出来るだけ早く国家に祝意を表したいという気持ちにせかされたからである。そこで、速やかにウェリアに渡り⁵¹⁾、ブルートゥスに会ったが、なんと悲しいことだったか、それも当然であろう。ブルートゥスの立ち去ってきたそのローマの町に敢えて戻り、彼がもう居られなくなった町で安全に暮そうというのは、私自身にとって、恥ずかしいことと思われたからである。しかし、たしかに彼は、私自身のように動揺している風には見えなかった。というのも、自分の偉大な勝れた業績を意識して高揚した気持ちになっているので、自分の不運については何も訴えることはなかったが、諸君たち議員の運命については訴えるところ大だったのである。

(10)8月1日のルキウス・ピソ⁵²⁾の、元老院での演説がいかなるものだったかを、ブルートゥスから初めて聞いた。この人は、彼を助けねばならないはずだった人々の中のほんの少数の人からしか支持されなかった⁵³⁾——つまり、このこと自体ブルートゥスから聞いたことに他ならない——とはいえ、ブルートゥスの証言（というのは、それ以上に重みのあるものがあるだろうか？）によっても、その後私の見聞したすべての人の報告によっても、彼はそのことで大いなる称賛を勝ちえたようにみえた。従って私は、列席者の支持しなかったこの人に従おうと急いだ。何か成果を得ようとしたためではなく——というのは、私としてはそんなことは望みもしなかったし、何かを約束する事もできなかったのだが——、というよりも万一、我が身に、何か人間の尊厳に関わる問題がふりかかったなら（更にやはり自然や運命に反する多くのこと⁵⁴⁾までもが、私を脅かしているように思われるのだが）、少なくとも国家に対する変わらざる献身の気持ちの証拠として、その日の私の発言を国家に残しておきたいと思ったためである。

(11)議員諸君、私のなした二つの行動決定の理由が、諸君たちに分っていただけたと確信しているので、今度は、国家の現状に関する発言に入る前に、昨日マルクス・アントニウスが私になした名誉毀損行為について些か遺憾の意を表明したい。というのも、私は彼の友人であるが、彼の親切さに負うところが大きいために、そうでなければならないのだと⁵⁵⁾、それをいつもはっきり示していたからである。

ではなぜ、昨日、あんなにも厳しい調子で元老院の集会への私の出席が強要されたのか、その理由は一体なんだったのか？ 欠席したのは私だけだったのか？ 元老院の出席者が昨日よりも少数だったことなど、あまりなかったというのか？ それとも、病人まで連れてこなければならなかった程に重要な案件があったというのか？ 私は想起したい、ハンニバルが城門前にあったとか、⁵⁶⁾あるいはピッロスとの平和締結が問題となったときのことを。後者の場合、このために盲目でしかも老齢だったあのアッピウスまで引っ張りだされたことを⁵⁷⁾、歴史が我々に伝えている。

(12)＜昨日＞提出された議案は感謝祭のことだった⁵⁸⁾が、このような類の問題の場合、元老院議員は原則として欠席してはならないのである。というのも議員が出席するようにさせられるのは、担保をとられる⁵⁹⁾からではなく、今、敬意の表明が問題となっているその人物に感謝の気持ちを示すためであり、凱旋式の件が提案されるときがまさにそれに当るのである。そういったときでも、個々の議員には、出席するかどうかはほとんど完全に自由なほど、コンスルたちはその点を意に介しないのである。この慣習を知っていたので、旅の疲れもあり、また気分も悪かったので、二人の友情を顧慮した上で、人を遣ってアントニウスに欠席を知らせた。ところが彼は、諸君たちも聞いているところで、私の家に作業員たちを連れて押し掛けるつもりだと言明したのである。これは、たしかにあまりにも怒りに駆られた、しかも極めて勝手なことであった。というのは、どのような悪事がこのような罪科を受けるに値するというのか、元老院の意見に基づいて公費で建てられた家を⁶⁰⁾、国に雇われた人の手で打ち壊そうとすることを、彼がこのような身分の人の集まりのなかで敢えて表明できるほどに？ ところで、かつてこのような厳しい罰則で、元老院議員に出席を強制した人がいただろうか？ また担保の差押えやあるいは罰金刑以上にどのような処置があるのか？ しかし、私がどのような意見を示すつもりであったかをもし彼が知ったならば、きっと彼は、私の出席を促すやり方の厳しさを少々和らげたことであろう。

(13)それとも議員諸君よ、諸君たちが嫌々ながらも従った取決めにきっとこの私が賛成したはずだという風にお考えか？ それは、死者のための犠牲奉納は感謝祭と混ぜ合わされるべきだとか、神を冒瀆するような宗教的な儀式がこの国に導入させられるべきだとか、感謝祭は死者のために取り決められるべきだという類のものである⁶¹⁾。私としては、誰にその榮譽を、と言っているのではない。あの他ならぬルキウス・ブルトゥス、自分の手で国家を王的な独裁政から救った人、しかもすでに＜自分の＞ほぼ500年後に、同じような勇敢さを示し、同じことを果たすようにと子孫を残してくれた人物、あの他ならぬルキウス・ブルトゥスがいたとしても、である⁶²⁾。それでも、不滅の神の崇拜と、誰であろうと死者とを結びつけたり、それで、死者供養のなされ

るべき墓がどこかにある⁶³⁾人物のために公的な感謝祭が催されるようなことを、どうしても私は認めることは出来なかったであろう⁶⁴⁾。いや、何かもっと深刻な不幸が祖国に襲いかかるというのならば、それが戦争、疫病、飢饉であろうとも、私はローマ民衆にむかって自分の立場を明らかにできるような意見をきっと申し述べることができたであろう。そういった災厄は、ある程度はすでに存在しているし、またある程度は襲いかかろうとしているのではないかと、私は心配しているのだ。だがしかし、不滅の神がこの〈感謝祭の〉決定を赦したまわらんことを。それを認めないローマ民衆のために、また嫌々ながら取り決めた元老院身分のためにも。

(14)では次のような問題があるのか？ 国事のなかでまだ残っている容易ならぬ問題について喋っても宜しいか？ 〈私はそうさせてもらうつもりだし〉、自分の品格・ポストを守ることや死を軽く見ることなど、私には今きっと許されるし、またいつでも許してもらえと思う。ただこの場所にやって来る機会が私に与えられさえすれば、危険を侵しても発言するのをためらわない。そして、元老院議員諸君よ、8月1日に出席出来ていたらと思う！ だからといって、そのことによって何か特別のことができたろうとは言えないにせよ、その時起こったように、ただ一人のコンスル格の人物だけが、その榮譽あるタイトルにふさわしい存在で、またわが国家にふさわしい人だと見做されたようなことにはならなかったであろう⁶⁵⁾。

たしかに、このことによって私は大いなる苦しみを味わっているのだが、それはローマ民衆から最大の愛顧を受けている人たちが、最も素晴らしい見解のリーダーたるルキウス・ピソを支持しなかったからなのである。したがってローマ民衆が我々をコンスルにしたのは、声望の点、最高の地位におかれるや、我々が国家のことなどどうでもいいと考えるようにするためだった、のであろうか？ ただの一人のコンスル格の人物も、ルキウス・ピソに対して⁶⁶⁾、言葉でも、いやその眼差しでさえも、全く賛意を表さなかったのである。

(15)ひどいことではないか、自分の方からこのように奴隷の姿勢を示すとは何たることか？ でも、それも、ときには必要止むを得ないことだったろう⁶⁷⁾。しかし私は、コンスル格の人間として意見を開陳すべきすべての人に、発言を要求しているのではない。特別の事情で沈黙を赦すことの出来る人々もいる⁶⁸⁾。しかし、私がおのれたちの発言を求めている場合とは、全く違うのだ。たしかにこの人たちが、ローマ民衆の間に、彼らの尊厳さが欠落しているという⁶⁹⁾疑いを喚び起こしているのは残念なことであるが、彼らの沈黙の理由は、それ自体が恥づべきものである恐怖からばかりか、その他の様々な別の理由に基づくものでもある⁷⁰⁾。

したがって、まず、ピソに対して感じている最大の感謝の念をこの人に表明せねばならない、それは、彼が、国家においていかなることを為し得るかではなく、自分自身が何を為さねばならないかを知っていたからである。次いで、議員諸君よ、諸君たちをお願いしたい。私の思慮ある提言⁷¹⁾や権威ある助言⁷²⁾に従うことにはためらわれるにしても、これまで為してきたように、友好的な気持ちで私の言うことを聞いてほしいのである。

(16)そこでまず第一に、カエサル の指令（＝行政処置など）は、保持されるべきだという意見を

表明したい。とはいえ、それは私がそれらの措置を認めているからというのではなく——というのは、一体誰がそんなこと出来ようか——、平和と平静さの保持がもっとも顧慮されるべきだと思うからである。私はマルクス・アントニウスが出席していたらと、ただ介添え人なしでと⁷³⁾、それを望んだのである。しかし勿論、彼は病気であることが許されているのである、もっともそれは昨日私には彼によって許されなかった特権なのだが。議員諸君よ、どのようなやり方でアントニウス自身がカエサルの指令を守ろうとしているかを、私に、いやむしろ諸君たちに説明してくれたらと、それを私は望んだのである⁷⁴⁾。カエサルの指令は、草稿やメモや小冊子の形であっても、それが唯一の証人アントニウスによって提出されると、いや、提出されたのではなく、唯引用されただけなのだが、効力を持つことになるらしい。それに対して、カエサル自身が、民衆の意思表示(民会決議)、そして不変の法たらしめるべく、指令を青銅板に刻みこませたにしても、それは無効になるのだろうか?⁷⁵⁾(17) 実は、私としては、次のように判断したい。カエサルの法ほどに決定的なものなど、カエサルの指令の中には全く存在しないのだ、と。ところで彼が誰かに為した約束は、自分ではそれを成就することが出来なかったとしても、拘束力を持つべきなのだろうか? まさしくこのように、彼は多くの人に様々な約束をしたが、果たせなかったのだが、しかも、そういった約束が、彼の死んでしまった今、生前の全歳月かけて、彼によって分け与えられた恩恵よりはるかに多く残されていることが分かっているのである。

しかし、私はそういったものを何も変えたくないし、揺さぶりをかけるつもりもない。全力を尽くしてこの人の素晴らしい指令を守りたい。ただオプス神殿⁷⁶⁾に預けられたお金がまだ残っていたら良いのだが! 勿論、それは血で汚れているが、真の所有者に戻されていないこの今こそ必要なのだ。しかも、もし指令のなかでそう認められているならば、勿論、その金は費消されて然るべきであろう。(18) ところで、市民服⁷⁷⁾をつけ、文武の、権限や大権を持って国事に取り組んでいた人の統治措置は、法という以外に適切な言葉があろうか? グラックスの指令は、と問われるならば、センプロニウス法が示されよう⁷⁸⁾。ではスッラの指令はと問われるならば、コルネリウス法が⁷⁹⁾。ところでどうであろう。ポンペイウスの第三次コンスル職では⁸⁰⁾、どのような指令があったのか? 勿論、それは彼の法律である。もしも諸君が、ローマの町のなかでトガをつけた文官としてのカエサルその人に〈出会い〉、彼がどのような指令を出したか、諸君が尋ねたならば、自分は多くの素晴らしい法律を提出したと答えることであろう。だが彼は自分の手書きのメモについては、変更してしまうか、それとも出してくれはしなかったであろう。たとい提出されたとしても、そういったものは彼としては自分の指令の中には数えなかったであろう。とはいえ私は、これらのこと自体は認めたいし、またある点には目をつぶるつもりになっている。でも、最も重要なこと、つまり法律に関連する限り、カエサルの指令の廃棄されることには耐えられそうにない。

(19) 属州長官職について、法務官職クラスのものでは一年以上、コンスル格のものは二年以上続けてはならないという法律があるが⁸¹⁾、これ以上に立派で、有用で、しかもすでに国家の最も繁栄していた時においてすら、しばしば強く求められた法律があろうか? しかし今、この法律

が除去されても、カエサルの指令は守られうると諸君は考えるのか？⁸²⁾ では更にまた、今まさに公示された法廷構成員の第三部会⁸³⁾ についての法によって、カエサルの法廷関係法のすべてが廃棄させられるのではないか？⁸⁴⁾ 彼の法律を打ち壊しておいて、その諸君たちが彼の指令を守ろうというのか？ もっとも、もし自分の記憶を助けるためにノートブックのなかになにか書き留めておいたものがあり、そういったものが彼の指令に数えられ、不正確であり役に立たない形とはいえ、保持されねばならなくなるのに、一方、ケントリア民会で、彼が民衆に対して提出したもの（＝法案）は、カエサルの指令のなかにいれられなくなるならば、話は別だ。

(20) さて、この審判人の第三の部会は、如何なる人から構成されるのか？ ”ケントリオ級⁸⁵⁾の人たちからだ”と、アントニウスは言う。どうしてか？ ユリウス法によっても、いや、かつてはポンペイウス法⁸⁶⁾やアウレリウス法⁸⁷⁾によっても、このようなランクの人には審判人⁸⁸⁾の門は開かれていなかったではないか？ ”財産資格が前提になっていたからだ”と彼は言う。でも、それはケントリオ級のみならず、ローマの騎士⁸⁹⁾にも当て嵌まることだった。従って、まことに勇敢で尊敬すべき人物であるならば、かつて部隊⁹⁰⁾を指揮していた人〈ケントリオ〉は、今も昔も審判人としての判決を下せるのである。”私が求めているのはそういったものではない。部隊を指揮した人は、如何なる人物であろうと審判人たるべきなのだ”と言うのである。しかしもし、騎兵として軍務に服した人はであれば誰でも、それは見事な資格と思われるものだが、審判人として行動してよろしいという提案を諸君たち二人がしようとしても、誰からも同意をえられないであろう。というのも、審判人の場合、財産と地位・身分⁹¹⁾とが考慮されねばならないからである。”私はそういったことなど求めているのではない。私は、むしろ雲雀軍団⁹²⁾の普通の兵士⁹³⁾さえ審判人に加えたいくらいだ。というのも、わが仲間の人たちは、そうでなければ、自分たちの安全は保たれない、と言っているからである⁹⁴⁾”とアントニウスは答えるだろう。そんなことは想像もしていなかった人物を、人を裁くポストに就けるならば、その人物にはこの名誉は何といかがわしいものになることか！ というのも、この法律は次のようなことを意味することになるからである。⁹⁵⁾つまり、自主独立の判決を下す勇気のない人物が、第三の部会にあって判決を下すことになるに違いないからだ。不滅の神よ！この点に関して、この法律を考えだした人々の誤りはいかばかりだろうか！ というのも、きわめて卑しい身分と見られる人ほど、それだけ一層勇んで、厳しい判決を下すことによって、自分の汚点を浄めようとし、不名誉な区分に投げ込まれるのが正当なのに、それよりはむしろ名誉あるグループに含まれるにふさわしいと見られるようにと努めることになるだろうからである。

(21) 第二の法が公示されたが、それは、暴力と大逆罪で有罪判決を下された者でも、望むならば、民会に上訴できるというものである⁹⁶⁾。ところで、結局これは法律なのか、それともあらゆる法を廃棄するためのものなのか？ しかし、今日、こんな法の存在⁹⁷⁾に関心を持っている人がいるのだろうか？ そういった法によって訴えられている人は一人もいないし、将来そうなるだろうと我々に思えるような人は一人もいない。武器をもった人によってなされたことについては、決して法廷には引き出されないだろうからである。”しかし、この提案は民衆派的なものだ”という

のか。でも多少は民衆派的であることを⁹⁸⁾、諸君たちが真剣に望まれんことを！というのは、今は全市民が、心の中でも、あるいはまた声に出しても、国家の安寧に関しては一致した気持ちになっているからだ。それでは、最大の汚辱を含み、全く歓迎されない法案を提出するのに、諸君たちがかくも熱心であるのは一体何を意味するのか？というのは、暴力によってローマ民衆の至上権を縮小した人物が、法廷で一旦有罪とされたのに、法に基づき有罪とされたその同じ暴力に再びすがるとは、何と恥じ知らずな事か？⁹⁹⁾

(22)しかし、この法について何をもっと喋ろうというのか？誰でも上訴出来るということ、それが問題であるかのようなのだが、決してそうではない。総じて誰も決してこの法では訴えられないというところに問題があり、そういった提案なのだ。というのは、訴えられた者が判決を受けたのに、訴追者の方が、雇われた下層民の前に自分の身を曝さなければならないならば¹⁰⁰⁾、そんなことを望むような気のおかしい人がどこにいるだろうか。あるいは審判人として、すぐさま、自分の方が日雇い労働者の前に引き出される事が予測されるのに、あえて被告に有罪判決を下そうとする人があるだろうか。

したがって、この法によって上訴の権利が与えられるのではなく、二つのすこぶる効果的な法と法廷が排除されることになるのである¹⁰¹⁾。それは喧嘩好きで、治安を乱し、破壊的な市民になるようにと若者たちを扇動する¹⁰²⁾のと、どこが違うのか？暴力行為に対する法廷と大逆罪に対する法廷の二つが除去された場合、護民官の秩序破壊的な行動が、一体どこまでひどいものになってゆくのであろうか？

(23)更にまた、このことで、暴力のために有罪判決をくだされた人であろうと、大逆罪のため有罪判決された人であろうとすべての人に、水火の処罰（＝追放刑）が下されるべきだとしているカエサルの諸法が廃止されることにはならないか？¹⁰³⁾ こういった人たちに上訴権が与えられるならば、カエサルの指令は無効とされることになりはしないか？¹⁰⁴⁾ 議員諸君よ、たしかにこういった指令を私としては決して認めてこなかったが、その私の考えたのは、そのような指令は、「和合」¹⁰⁵⁾のために注意深く保たれるべきだということであり、そうすれば、ただカエサルが自分の生前に提出した法案だけでなく、諸君たちの承知のとおり、カエサルの死後はじめて提示され、公布されたものも、決してこの今、無効とされるべきではないというのが、私の見解であった。

(24)一人の死者によって人々は国外追放から呼び返された¹⁰⁶⁾。死者によって、市民権が個々人だけにではなく、民族と属州の全体に与えられた。¹⁰⁷⁾無制限の免税特権付与により国家収入が削減された¹⁰⁸⁾のも死者によってである。従って、抜群の人物とはいえ、一人だけに保証されて、その人によりその家から持ってこられたにせよ、こういった提案を我々は守りたい。とすれば、カエサルその人が、我々の目の前で読み上げ、公表し、提議した法案は、彼が提案するのを誇らしく思っていたものであり、その法はわが国家の存立に関わるものだとは彼は信じており、つまり属州についての、また司法問題についての法なのだが、カエサルの指令を守る我々が、こういったカエサルの法律は打ち壊されるべきだと思ってよいのだろうか？、と私は言いたいのである。

(25)でも、いま公示された法については、我々としても少なくとも不平を言うことが出来るのである。ところがすでに提案・通過してしまったと主張されている法については、我々にはそういうことすら決して許されなかった。というのは、それ<つまりアントニウスの作り出した法>は、草案が書き上げられる前に、公示の期間なしに通ってしまっているからである¹⁰⁹⁾。

ところでしかし、議員諸君よ、私としては、あるいは諸君のうちの誰にしても、立派な護民官を利用できるのに¹¹⁰⁾、何故悪しき法案を恐れねばならないのか、その理由を尋ねたい。我々の擁しているのは、進んで拒否権を発動する¹¹¹⁾気になっている人であり、国家を宗教的な規範¹¹²⁾で護ろうとしている人物なのだ。従って我々は恐怖から自由でなければならぬ¹¹³⁾。しかし”君は私に、その拒否権発動がどのようなものであり、また宗教的な規範とはいかなるものと言うのか？”とアントニウスは問うている。勿論、国家の安寧がそれによって保証されるようなものを私は言っているのだ¹¹⁴⁾。彼は次のように述べる、”我々はそんなことにかかわっておられないし、それは、あまりにも古色蒼然として、愚にもつかないものだと思いたい。フォルムは囲まれ、入り口はすべて閉ざされ、至る所に、武装した人が護衛の形で配置されることになるう”と。

(26)ではそれがどうだということか？ いや、こういった具合にことが運ばれると、それが法律になるのか？ そして私の思うに、次のような、よく知られた法文の形式で、青銅板に刻まれるようにと諸君たちは命ずるであろう。”コンスルたちは、法に基づき民会に提案した”と。我々に祖先が残してくれた法案提案権とはこういうものなのか？<定式は続く>”・・・そこで民会は法に基づき決定した（議決）。どんな民衆（＝民会）なのか？民衆などそこから閉め出されているではないか？ではどんな法に基づいてと言えるのか？そんなものは完全に武器と暴力によって排除されているのに、その合法性によって、ということか？そこで、ここでは将来のことについて申し上げたい¹¹⁵⁾。何が避けられうるか、そのことについて前もって言うのが、友人たるものの務めに他ならないからだ。もしそのような悪いことが起こらなければ、私の警告的な発言は、当然却けられて然るべきであろう。今公示された法案について言っているのだが、この法案に関して君たちコンスルはまだ自由なのだ。私は、誤りを示したい。それを取り除きたまえ。力を、武器を告発したいのだ。それを遠ざけたまえ¹¹⁶⁾。

(27)ドラベッラよ、私はたしかに国家のために弁じているのだから、その私に対して、君たちコンスルが怒ることはしないで欲しい¹¹⁷⁾。勿論少なくとも、君自身が、決してそうするだろうとは思わない。——私は、君の人づき合いの良さを知っている——しかし、君の同僚コンスル（アントニウス）についてはどうであろうか。彼は、今自分はうまい具合にいつていると思っているような、そんな幸福な状態にあるらしい、と人々は言っているのである。——その点についてもっと穏やかな表現をすれば、彼が自分の祖父や母方の伯父のコンスル職¹¹⁸⁾を模範としていたならば、彼はもっと幸福な状態にあると思えたであろう——しかし、彼は怒りっぽくなっている、と聞いているし¹¹⁹⁾、更に怒りっぽくて、しかも武器をもった人と関わりあうのが如何に不快な

ことであるかを私はよく承知している。とりわけ現在のような剣がかくも大いなる処罰免除の特権を享受している場合には¹²⁰⁾。

しかし私は、自分が正当で公平と思うことを提案したい¹²¹⁾。マルクス・アントニウスがそれに反対するだろうとは想像できないからだ。もしも彼の生き方やその性格に対して何か無礼な言葉を吐いたというならば、それでアントニウスが私の不倶戴天の政敵になっても、とやかく言わないだろう。しかし、政治家として＜国家に対していつも示してきた＞¹²²⁾私のやり方を保持する限り、つまり、国事に関してどう考えているか自由に意見を言わせていただける限りは、何よりもまず、彼が私に怒らないように懇願するだけだし、第二には、もしこの願いが達せられないにしても、他の市民仲間に対するのと同じように私に怒ってほしいということである。彼の言っているように、自分を守るのにもし必要ならば、武器を使用しても良からう¹²³⁾。もっとも、国家のために自分の考えていることを吐露している人を、こういった武器が傷つけてはなるまい。こういった要求ほどに公平といわれるものがあるだろうか？ (28)ところで、彼の友人の何人かが私に告げたように、彼の意図に逆らうような演説はすべて、うちに何ら侮蔑的なものが含まれていなくとも、彼をひどく傷つけるらしいが、もしそうであるならば、我々は友人としての彼の脆い気質を我慢してやりたいと思う¹²⁴⁾。しかし、その同じ連中が、私について次のように言っている¹²⁵⁾。”カエサルの政敵としての君には、カエサルの舅のピソ¹²⁶⁾と同じようなことは許されないだろう”と。そして同時に彼らは、私としても耳を傾ねばならぬ警告を、私に与えるのである。つまり、元老院を欠席する理由としては、死亡ならともかく、病気など正当な理由にはならないであろう、と。¹²⁷⁾

(29)しかし、不滅の神にかけて！というのは、私は君をよく見ていると、ドラベッラよ、＜君は私には素晴らしい友人なのだが、¹²⁸⁾＞君たち二人の犯している過ち¹²⁹⁾を黙ってみすごすわけにはいかない。というのは、貴顕の士としての君たちが、何か偉大なものを求めていることを信じているからだ¹³⁰⁾。それは、お金ではない！あまりにもことを即断し易い何人かの人々が考えているようなお金ではないのだ。またもっとも高貴で栄誉ある人たちにはいつも金は軽蔑されてきたものなのである。君たちが手に入れたいと願っているのは、暴力で獲得された政治的な権力でもなければ、ローマ民衆には耐えられない権勢という類のものでもなくて、それは、市民仲間の愛顧と栄誉だと信じている。更に、栄誉とは、まさしく素晴らしい業績から、また国家に対する見事な奉仕から生まれる褒賞¹³¹⁾に他ならず、それはすべての名士各々からばかりでなく、一般大衆からの証言によっても承認されるものなのである。

(30)さてドラベッラよ、私は君に、素晴らしい仕事かどのような実を結ぶものかについて話したい。君がそのことを他の者よりも、いささかなりと多く経験しているかどうかは私には分からないが。君は、一体、君の人生において、どの日を、あの日以上に素晴らしく輝かしい日だったとして思い出すことができるか？あの日、フォルムは浄められ¹³²⁾、不敬な¹³³⁾群衆が一掃され、犯罪のリーダーが処罰され、＜ローマの町から殺戮と、放火の恐怖が一掃され＞¹³⁴⁾君は安心して家に帰ったのではないか？あの日、どのような身分、どのような家柄であろうと、つまり簡

単に言えば、どんな立場の人であろうと、熱烈に、君を誉めて祝辞を呈する態度を示さなかった者があっただろうか？¹³⁵⁾ いや、この私がああ処置に関する助言者であったと人に見られていたのだが、その私にさえも、誠実な人たちは、君のために、その感謝の気持ちを示し、祝辞を呈してくれたのである。私は君にお願いしたい。ドラベッラよ、どうか劇場でのあの満場一致の声を思い出してほしい¹³⁶⁾。そのときすべての人が、君に対するそれまでの遺恨を一切忘れ去り、君の最近の恩恵が、彼らの昔の苦い記憶を拭い去ってしまったことをはっきり示したのである。(31) プブリウス・ドラベッラよ！私にはそれを喋るのは大変な苦痛なのだが、このことを君は、然り、このように素晴らしい立場を君は、平気で捨ててしまえたのか？¹³⁷⁾、と私は言いたいのだ。

しかし、そこで君にだが、マルクス・アントニウスよ！——というのは、君はここにいないけれどもその君に訴えたいのだ—— テルスの神殿で、元老院が開催されたあの日を¹³⁸⁾、それ以降のどの月よりも素晴らしいとは思わないのか？ 私と全く見解を異にする何人かの人々は、あの日以降の何ヶ月か、君を幸福だったと見ているのだが。君は和合について¹³⁹⁾なんと素晴らしい演説をしたことか！ 君は、そのときどのような恐怖から元老院を¹⁴⁰⁾、どのような不安から市民を救ったか。それは、〈同僚に対する〉敵対感が取り除かれ、ローマ民衆のアウグルとしてかつて君自身の告げた前兆を忘れ去り¹⁴¹⁾、あの日に初めて君は同僚（ドラベッラ）を同僚として認め¹⁴²⁾、平和のための人質として、君の小さい息子さんを君がカピトルの丘に送ったときのことだった¹⁴³⁾。

(32) 元老院にとって、またローマ民衆にとって、一体この日以上に喜ばしい日があったろうか？ たしかに、どんな公の集会でも、あれ以上多くの人の集まったことは決してなかったのである。そのときやっと、我々はもっとも勇敢な人々によって解放されたように思われたのだが、それはまさしく彼らの望んだように、今や自由につづいて平和が到来したからであった。

翌日、翌々日、第三日目、結局はそれにつづく日々、君は、祖国に連日いわばなにが贈り物をするのをやめなかったのだが、それでもそのなかで最大のことは、君が独裁官職の呼称を廃棄したことである¹⁴⁴⁾。それこそ、君によって、然り、私は繰り返したいのだが、君によって強く捺された、死せるカエサルに対する不滅の恥辱の烙印だったのである。というのは、一マルクス・マンリウスの犯罪のために¹⁴⁵⁾、マンリウス氏族の取り決めに従って¹⁴⁶⁾、如何なるパトリキ貴族¹⁴⁷⁾のマンリウスにも＜マルクスという個人名を＞¹⁴⁸⁾名乗ることが許されないのと同じように、一独裁官に対する憎しみのために、君は独裁官のタイトルを完全に除去したのである¹⁴⁹⁾。

(33) ところで君は、国家の安寧のためのこういった素晴らしい仕事を成し遂げたあと、たしかに自分の幸運さ、つまり勢力・声望、輝き¹⁵⁰⁾、栄誉などの点で、不満だったのか？では、こういった大きな変化は、突然に何処から到来したというべきなのか？ 金が君をとりこにしてしまったとは考えられない¹⁵¹⁾。だれでも自分の望むのが何か、人がどう言おうとも自由だが、それを信ずる必要はない。というのは、私は、一度たりと君のうちにになにか不潔なものを、またなにか低俗なものを決して見付けたことがないからである。勿論、家庭環境が¹⁵²⁾、ときには人を腐敗墮落させることがあるものだが、私は君の意志の強固さを知っている。だから君が罪過のみならず、

疑惑をも避けることが出来ていたらと思うのだ！

私がもっと心配なのは、君は榮譽への正しい道が分からないまま、君一人が他の誰よりも力で優るとか、＜愛されるよりも＞¹⁵³⁾君の市民仲間に恐れられるのを、輝かしいことと考えてはいないかということである。もし君がそう思うならば、榮譽への道が全く分かっていないのだ。市民として敬愛されること、国家のために尽くすこと、称賛され、尊敬され、愛されること、それが輝かしいことなのだ。それに対して、恐れられるとか憎まれるというのは、人に不快がられ、唾棄されるべきことで、弱さと不安定さの証拠である。

(34) こういったことは、舞台作品のなかにさえ見られる通りで、

「彼らが私を恐れているかぎり、憎ませてやろう」¹⁵⁴⁾

と言った他ならぬその人物には、破滅しかなかったのである。

マルクス・アントニウスよ！君のおじいさんのことを思い出して下さい！でもこの人については、私から随分沢山の話を聞いたことがあるでしょう。しかもしょっちゅうだったのです¹⁵⁵⁾。その人が、武力を無制限に行使して、人に恐れられることによって、不滅さをかち得ようとした、と君は考えるのだろうか？ 自由の点では他の人と肩を並べ、品位・声望の点では第一位であること、そこに彼の人生の真骨頂があり¹⁵⁶⁾、また彼の幸運があったのだ。そのようなわけで、君のおじいさんの幸福な日々は一応別としても¹⁵⁷⁾、彼の最後の日の厳しささえ、彼を無残にも殺害してしまったルキウス・キンナの専制君主体制よりも高く評価したい。

(35) それにしても、演説によって私は君の意見をどういう風に变えようとするのか？^{157A)} というのも、ガイウス・カエサルが最後が、君をして、恐れられるよりも人に好かれる方がよいという気持ちにさせえないならば、如何なる人のどんな言葉も、役に立たないし、値打ちがないであろう。カエサルが幸福だったと思っている人は、自分では惨めな生き方をしているのだ。自分が罪もないのに殺された上に、それが殺戮者の最大の榮譽になっても良い、というような生き方をしている人物程に不幸なものはいないだろう。したがって、私は君にお願いしたい、自分のことに目を転じて、祖先のことを思い返してもらいたいのである。その上で、国政の舵取りをしてほしい。そうすれば、君の市民仲間は君の生まれてきたことを喜んでくれるだろう。このようであれば、如何なる人も、幸福で、輝かしく、そもそも安全¹⁵⁸⁾に生きてゆくことさえ出来ないのである。

(36) たしかに、ローマ民衆は、君たち二人に対して、様々な形でその見解を表明している。でも君たちがそういったものにあまり影響を受けていないのは、すこぶる腹立たしい気がする。というのは、剣闘士競技に対する数知れぬ市民の歓声¹⁵⁹⁾とは何を意味するのか？ いや、民衆の詩句とは¹⁶⁰⁾何を？ いや、ポンペイウスの彫像の前¹⁶¹⁾での止むことない拍手喝采は何を？ では、君たちコンスルに反対する¹⁶²⁾二人の護民官に対するそれはどうなのか、こういったものは、全ローマ民衆の気持ちが信じがたいほど一致していることを、証明するに足るものではないのか？ ではアポリナリアの祭り¹⁶³⁾の拍手喝采、あるいはむしろローマ民衆の証言や気持ちの表明は¹⁶⁴⁾、君たちには大したことでないように見えたのか？ 武器の力によって、自分ではそこに加

わることが許されなかったのに、それでもなお〈心のなかでは〉そこにいて、ローマ民衆の心臓部や中心部深くにしっかりと座を占めていた人々は、何と幸福なことか！¹⁶⁵⁾

あるいは、たまたまそのとき、人に称賛されたのも、〈最初の上演後〉六〇年経って¹⁶⁶⁾勝利の褒賞が与えられたのもアッキウスであり、ブルトゥスではなかったことの意味を、考えてみたならば、話は別であろう。もっともブルトゥスは、彼自身の名で行なわれた祭りに参加することはできなかったが、それでもローマ民衆はこの豪華極まりないスペクタクルの間中、不在のこの人に、深い親愛の思いを示していたのであり、鳴り止まぬ喝采や歓声によって自分たちの解放者のその場にいないことについての切々たる気持ちを和らげようとしたのである。¹⁶⁷⁾

(37)たしかに、私はといえば、こういった喝采が民衆派に属する市民に与えられた場合、それをいつも軽蔑していた人間に他ならない。しかし同じことが上層、中流、下層の人たちから、つまり民衆全体から同じことが起こる場合と、以前全民衆の総意に従うことになっていた人たちが¹⁶⁸⁾もはやそういったものにそっぽを向いた場合とを、それを私は決してもはや単なる喝采の問題ではなく、一種の裁断だと思うのである¹⁶⁹⁾。こういったことはきわめて重要なことなのに、諸君たちがそんなことは取るに足らないとみなすことがあっても、多分、諸君たち自身が認めていたことだが、アウルス・ヒルティウス¹⁷⁰⁾の生命がローマ国民にとって如何に大切なものだったか、ということさえ取るに足らぬ事とみるのか？ というのは、ヒルティウスの実際の姿がそうであるように、ローマ国民のうけの良かったことが、充分に意味をもっていたからである。つまり彼は他の誰にも優って友人からは愛され、彼自身近親にはもっとも愛されていて、近親には大切な人だったのである¹⁷¹⁾。しかし、かつてどの人の場合に、我々は貴顕の士の間でそんなに大きな不安が生じ、一般の人々がそんなに大きな恐怖¹⁷²⁾を抱いたかを思いだせようか？ たしかに、どの場合にも決してそのようなことはなかったのだ。(38)では、どうなるのか？ 不死の神々にかけて！ 諸君たちはこれが何を意味するか、それを解釈できないのではないか？¹⁷³⁾では何故？ 自分たちが望んでいるのは、国家のために心配してくれる人であるが、そのような人たちの生命は自分たちにはすこぶる貴重なものなのだから、この人たちが諸君たちの生命に深い関心を持たないなどと、諸君たちとしては考えてよいのだろうか？¹⁷⁴⁾

(39)議員諸君、私は自分の引返してきたことで充分に報われた。というのも、この後如何なることが起ころうとも、自分の揺るぎなさの証拠として存続するはずのものを表明出来たし、諸君たちに私の話を、友好的に、しかも注意深く聞いてもらえたからである。私が、諸君たちにも自分自身にも危険を伴うことなく、諸君たちに再び頻繁に語りかけられる機会が持てるならば、私はそれを利用したい。もしそうでなくとも、私は、力のかぎりを尽くして、自分のためではなく、国家のために、自分を大事にしよう¹⁷⁵⁾。私にとって、今まで生きてきた生涯は、年齢の点でも栄誉の点でも、ほとんどそれで十分といっている位なのである¹⁷⁶⁾。そこで、今後それに何が付け加えられようが、私自身のためというよりは、諸君たちのため、国家のために役立てば、と思うのである。

注

- (a) 書簡の番号は、Shackleton Bailey 校訂の新Teubner 版 (1988) による。
- (b) A.Fufius Calenus. 47年のコンスルで、元老院ではアントニウスを弁護し、共和政護持派とアントニウス一派との妥協のために使節をアントニウスに送ることを唱えていた。
- (c) テクストの問題。non か nuncか？ 在来説は nunc (T.P. 「ところで当然・・・期待しておられると思います」) と読むが、SBは、年来 (1978, 80, 88) non と読むべきことを主張している。
- (d) カエサル暗殺の首謀者の一人、G.Cassius Longinus は、44年8月に、ブルートゥスとともに、ローマを去り、シリアに赴いていた。
- (e) 43年のコンスルで、共和政護持派の司令官 G.Vibius Pansa.
- (f) P.Cornelius Dolabella は、前44年3月15日に暗殺されたカエサルの後任の補充コンスル。アントニウス派に移り、同年暮れにはシリアを領有するためにローマを離れたが、カッシウスに先を越されたため、このとき不法にもアジアを強奪していた。キケロとの関係は、その二番目の妻が、キケロの娘トゥリアであった。ただこのアジアにおける行動のため、2月に、国家の公敵とされていた。
- 1) reversio とは突然の帰還。目的地に着く前に旅を中断して戻ること。Cic.Att.16,7,5.
- 2) ここのauctoritasは国法上のそれ、つまりsenatusのa.でもconsulのa.でもなく (一見 senatusのa.であるが)、従って具体的な働きとしての議決、鑑定、意見ではなく、理念的なものとした。
- 3) 前44年3月17日に元老院の会議が、エスキリヌスの斜面にあるTellus神殿 (Pompeius や Antoniusの邸が近くにある) で開催され、acta Caesaris の承認とカエサル暗殺者の刑の免除が取り決められた (Dio.44,33,1-3; Nic.Dam.Caes.110). App.2,124-6; 132ff; Dio.44,22-34. この前後の問題は、M.Gelzer, Cicero, Wiesbaden 1969, 326f. cf. Cic.Phil.3,30.
- 4) キケロは、4月7日から8月31日までローマにいない。Cic.Att.14,1,1; 2,2,3,1.
- 5) アテナイの民主派の人が勝利後、前403年、排除された寡頭政支配 (30人僭主) の仲間に示した大赦 (ギリシア語) を引合いに出している。Dio.44,23-33 (キケロの演説はLiviusに遡る); Plut.Brut.19; Cic.42,3; Vell.2,58,2-4.; Val.Max.4,1,Ext.4. cf. Xen.Hell.2,4,43. 問題点は W.Drumann- P.Groebe, Geschichte Roms, Berlin 1899, I (2Aufg.), 67f.; Gelzer, Cicero. 327, ギリシア語のアムネステイを使用したかどうかには問題が残る (Halmは賛成, Dennistonは反対, ところがSBは、近著では賛成)。
- 6) アントニウスの演説はApp.2,128,2,133f. 本稿31節。問題点はH.Botermann, Die Soldaten und die römische Politik..., München, 6ff. H.Bengtson, Antonius, München 1977, 76f. App.ではAnt.DioではCic.が詳しい (大赦だけでもApp.2,133f.とDio.44,23-33), 両史料における二人の演説の問題は、A.M.Gowing, The Triumviral Narratives of Appian and Cassius Dio, Ann Arbor 1992. 特に228-234. 尚3月20日の葬送演説は、App.2,144ff.; Dio 44,36-49; Suet.84. その史料的な問題点の指摘と説明はR.Syme, The Roman Revolution, Oxf.1939 (2ed.1952), 98,1に遡る (Suet.は穏やかと。App.のいう熱情的でドラマティックとは、疑わしいと。その理由は、①同時代史料のAtt.14,10,1 (4月19日) は、はっきり彼に罪を負わせているわけでない。②10月頃、事態の変化で話が強調・脚色される (Phil.2,91)。③fam.11,1が葬儀直後のものであろうとも、アントニウスがトラブルを引き起こそうとする意図を持っていたことは証明されない。D.Brutusの書く文章を検討せよ、と)。SymeのAntonius評価 (108;110) は、その後の研究の出発点になる。Botermann, 9ff.; S.Weinstock, Divus Julius, Oxford 1971, 351f.; Bengtson, Antonius, 82ff.; 316. この数日間の各人の動きは、史料が一致しないが、E.Becht, Regeste, Diss. Freiburg 1911に戻って検討し直すべきであろう。
- 7) 子供達と複数形が使用されているが、アントニウスには子供は一人しかいない。31節及びPhil.2,90参照。M.Antonius [Antyllus]. Plut.Ant.28; Br.19. cf. Vell.2,58,3 (複数)。ただGell.N.A.2,13によれば, liberos は一人の息子の場合も適用される表現という。一方Dio.44,34,6; App.2,142によれば、レピドゥスとア

ントニウス両者が息子を送った、とある。

- 8) ブルートゥスとカッシウスは、カピトルの丘のうえに砦をつくった (App.2,120ff.Gelzer, Brutus RE.10,992. この行動の限界を指摘するSymeは、やはり鋭い)。彼らは、子供の人質が提供されてから (注7参照)、やっととはじめてそこから思い切って近寄ってきたのである。
- 9) domi:家で国家のことが、というところに、キケロの皮肉が読み取れよう。
- 10) deferbat:deferreとreferreの差はDenniston. deferreは、ある人物にある事を伝える一般的な表現であり、referreは、決定すべき事柄を委ねること、通常referre ad senatumなど術語的に用いられる。但し両者が交互に現われることもある (Cic.Verr.II,4,85)。「素晴らしいことを委ねる」と訳すことも可能。referreでないことを強調すれば deliberationes domesticaeに相對するもの。
- 11) nihil tum, etc:Reliqua (引き続き起こったのは) とtum (3行後の「そのとき」) との間。3月17日から5月31日の間と、6月1日以降とのコントラスト (6節のmutata omnia)。キケロの書簡には見られない。はじめに彼は、acta Caesarisを受け取ったことに対して、その信憑性に疑問を投げ掛けることなく、苦情を言うのみであった。Att.14,9,2 (4月17日) ;Att.14,10,1 (4月19日) 。しかし4月22日には、偽造という告発を受け取っている。cf. Att.14,12,1. また3節をみよ。
- 12) reperiebatur は不確か、reperiri dicebatとすべきかとはHalm (本試訳はそれを活かした)、その他の読みも多い (Fedeli)。但し“nisi omnibus”はDでは欠落。
- 13) 古くはSex.Clodiusとされていたが、Sex.Cloeliusとするのは、D.R.Shackleton Bailey, Ciceros Letters to Atticus, I, Cambridge 1965, 83; M.Gelzer, Cicero, 328, 55 (Cic.Att.10,8,3) 。Shackleton Bailey, Cicero, London 1971, 230-232. P.Clodiusの子分。前52年、クロディウスが暗殺された後の騒擾を指揮して活躍し、刑を受けた。Cic.Att.14,13a;13b;14,13,6;Phil.2,7-10をみよ。Sex.Clodiusとしているテキストもある (Budé)。最近の文献では、ClodiusをとるのはFlambard, MEFRA, 89 (1977), 126f.; 90 (1978), 235ff, 簡単にはHarvey, Ath, 68 (1990), 337.
- 14) 通常は免除 (各種の、特に税の)、免除特権。ここでは広く解して「特典」とした。
- 15) nullae: これに対するのはPhil.2,9f.
- 16) Ser.Sulpicius Rufus (ca.105-43).キケロと親しく、誠実な人物。法律家として著名。51年のコンスル、46/45年属州アカイアの長官。3月15日以降は、キケロを支持する。アントニウスに向かって使節として向かう途中、死去。第九フィリッピカ演説、特に10節以下は、この人物を讃えたもの。Gelzer, 327f.
- 17) 前44年3月の終わり (?) にカピトルで行なわれた集会において (Becht, 39)。“ne...figeretur”は難解。カエサル死後の書類を没後使うのを禁止とはDrumann-Groebe, 77他。但し異論も多い。カエサルのactaの一般的な確認を求める試みは、多分フェアーには報告されていないとみられる。キケロは違ったタームを (Phil.2,91——独裁官職廃止と共に)。またDio.44,53,4 (勿論証拠としては弱い)。但し16節には、青銅板云々とある。勿論Ant.がactaを手放したとは思えないし (注11;12), 少なくとも4月18日までに、これを自由に使用したのであろう (Becht, 48は15日頃とする)。特にこの個所の表現の解釈に問題があるとは、Dennistonであり、post Idus Mart.とはfigereturとではなく、ullius d. Caes.と関連すべきと見るのが伝統的だが、ラテン語ではpossibleとは思えないとする。なお各写本にある「3月」にはSB.の批判があり (Phil.126,1982,217f.)、彼は6月説を主張する。
- 18) Cic.rep.2,32,56は独裁官のimperiumを“proximum similitudini regiae”とし、har. resp.54ではスッラについて“sine dubio habuit regalem potestatem”とある。G.Dobesch, Caesars Apotheose ...1966, 93, 151. 独裁官職の廃棄については、Phil.2,91;115etc. 4月13日より前のことか。Groebe, 77, 3. Becht, Gelzerは4月初めとする (328,41;42)。
- 19) de qua ..diximus:元老院での通常の手続きは以下の通り。主宰者たる政務官が、順次諮問する (その順序は省略)。召集された議員は演説も可能だが、それでも最後に賛否を表明する。採決の手続きも略す。意見の際立った対立がなければ、直ちに採決。cf. Gell.14,7,9. そういった手続きを踏まなかったこと

へのキケロの批判はPhil.3,20;24.

- 20) scriptum...attulit:キケロは、独裁官職の廃棄が、アントニウスの主導権のもとに行なわれたとする。政務官は、元老院にそれがなされることを欲するか否かを諮問するか (Catil.3,13), それとも自ら提案することになる。後者の場合、当然、重要な問題に関する場合、前もって、その提案の草案が書かれた (Phil.3,20;10,6;fam.10,13,1)。
- 21) 44年4月に行なわれている。32節参照。Phil.2,91;115. またアントニウスが, acta Caesaris を積極的に公表し出すのは、主に略4月18日以降か (Bechtは15日頃から)。Phil.1,24;2,92;97;100;Att.14,12,1 (4月22日);14,13,6 (4月26日);fam.12,1,1;Gelzer,329.
- 22) カエサルは44年2月以降, dictator perpetuusであった (regnumとdic.perp.は同じ。注18)。国家危難の際に独裁官に任命された最後の人は、Q.Fabius Maximus Cunctator (217) とM.Iunius Pera (216) である。別の理由では、202年、次いでスッラとなる。
- 23) いわゆる偽のマリウス (有名なマリウスの孫か、カエサルの従兄弟の子か? Münzer,RE,14,1817) は、カエサルに従って追放されていたが、3月15日以降帰国し、フォルムのカエサルの死体の焼かれた場所に祭壇と巨大な柱を建てさせ (ドラベッラが、アントニウス不在中に撤去させている)、神カエサルに犠牲を捧げている。アントニウスは彼をとらえ、審理なしで処刑したが、慣例によって、その死体は、死刑執行人の手で、ハケン (鉤) につるされて、引きずって行ってティベル河に投げ込まれた (このやり方はCic.Rab.Perd.16)。彼の除去された日時は4月13日 (Cic.Att.14,6,1;14,7,1;14,8,1;Val.Max.9,5,1;Liv.ep.115f.;117;Becht,47)。一行上に、「数日経って」としたのは、前の文章のことから数日経って、という意味ではなく、4月9日頃からの騒ぎを指す (Att.14,5;15et.Becht,45f.)。その点、Fuhrmann以外の近代語訳は不十分。App.BC.3,2,3には、Amatius (Pseudo-Marius) と。App.3,3,7もまた。L.R.Taylor, The Divinity of the Roman Emperor, 1931, 84; Gelzer, Cicero, 328f.
- 24) P.Cornelius Dolabella (69-43) は、古い名門の出。44年 (カエサル死後) のコンスル。キケロの娘Tulliaをめとっていた。負債のためカエサルと結びついたが、47年カエサルの意思に反して、負債の帳消しをはかり、騒動を招いた。
- 25) アントニウスは4月25日ごろ (24日説もある)、老精兵問題のためローマを離れてカンパニアに向かった。公的には、Lex Antonia Cornelia de colonis in agros deducendis (Phil.5,7ff.) のため (法自体の通過は6月か?)。Att.14,15,1が5月1日にCumanumで書かれたもの故、その数日前との推定が可能。Phil.2,100; Att.14,21,2;fam.11,2,2; Gelzer, Cicero, 330, 74; Botermann, 19ff. cf. Becht, 51f.; Sternkopf, Hermes 47, 1912, 146ff.
- 26) キケロの皮肉。Phil.2,107.
- 27) serperet:serpens (蛇) を想起する。類似の表現は、Cic.fam.12,1,1. このイメージはすでにAtt.14,15,1. なおin infinitum とは悪事がどの位か測りがたいほどだ、という意味。"in urbe" (δ=b,c,t. — Schoell, Budē, SB) でなく, "in urbem" 「町に忍びこみ」と読む (V,n,a,s,v. — Halm, Fedeli)。
- 28) 悪評高い葬儀。カエサルの葬儀は3月20日に行なわれた。アントニウスに焚きつけられた群衆が、埋葬儀式など行なわれてはならないフォルムで——従ってこれは決して葬儀とは言えない!——死体を火葬にした。カエサルのいわゆる葬儀に関する史料は略。cf. Weinstock, 350ff. キケロがアントニウス非難の理由とするのはPhil.2,90f.
- 29) bustum は、群衆によって、カエサルの火葬のために積み重ねた薪の場所に建てられた祭壇 (App.2,148; Dio.44,51,1) で、聖なる柱を前に据えたものとみたい。祭壇と訳したが、柱自体とも考えられるし、また、柱と彫像との関連性もある (App.3,3. 一般論としてはPlin.n.h.34,27)。カエサル葬儀後のカエサル崇拝に関わる問題は、史料が入り乱れて難解だが、ここでは史料に沿って記すにとどめ (Weinstock, 364ff.), 史料批判や各史料の関係の解明は別に行ないたい。①キケロは、民衆によって葬礼記念碑と柱が建てられたが、ドラベッラの手で4月の末 (27or28日) に破壊された、とする

(Phil.1,5;Att.14,15,1=5月1日-Amatiusのモニュメントは柱も含むこと;Phil.2,107.cf. Att.14,16,2;fam.9,14,1;12,1,1;Lact.div.inst.1,15,30)。ところが5月に、ブルトゥスとカッシウスは、カエサルの老練兵がその再建をもくろんでいることをアントニウスに訴えたとき、それを祭壇(ara)と呼んでいる(fam.11,2,2)。cf. Att.14,17a.②Dio.によると、造られたのは祭壇であり、神としてのカエサルに犠牲を捧げるために民衆が提案したもの。しかしコンスル(複)によって破壊された(Dio.44,51,1-2)。③App.は、祭壇の建立はAmatiusによるとしている。4月に彼が抹殺された後、民衆が要求したのは、その場所に両コンスルが祭壇を奉獻し(彫像の語も出てくる)、そこで犠牲が捧げられるようにということだった(App.b.c.2,148-Amatiusとはない;3,2,3,3)。④Suet.が記すのは、20フィートの柱のことで、民衆がそれを建て、そこには「祖国の父親に」という銘文が刻まれていた、というのである。そこで、彼らは犠牲を捧げ、カエサルの名前で、誓約によって紛争を解決する慣習が、長く続いた、という(Suet.85)。史料は以上。問題は、呼称と、埋葬記念碑と柱(彫像との関係も含まれる。App.3,3.一般論としてはPlin.n.h.34,27)、祭壇の関係、その具体的な流れであるが、キケロ書簡を軸に話を組み立て直すべきであろう。

Weinstockの整理は次の通り。最初に行動したのはAmatiusで、彼は祭壇を建てたが、それが完成(奉獻)するまでは生きていなかった。2週間後にドラベッラが破壊したから、祭壇は使用されず。カエサルの彫像が動かされ、破壊されたのはその時とみられる(App.3,3)。永らく利用される柱は、その後建てられたもので、恐らく5月に老精兵が要求したと思われる。ところがすでにローマにいたオクタウィアヌスがその聖柱を完成させ、銘文を刻み込ませた(Phil.2,107)。一方アントニウスは別の銘文のある、別の彫像を、別の場所(Rostra)に9月に建てさせた(fam.12,3,1)。オクタウィアヌスは、11月に、民衆にアントニウスの敵を集めたとき、祭壇で誓いをたてた(Att.16,15,3:柱の上の彫像か)が、アントニウスの建てた祭壇ではそれを行わなかった。

一方、Gescheの整理は少し異なる(64ff.)。カエサル暗殺後直ちに祭壇が建立された(神的礼拝の始まり)が(App.2,148; Dio.44,51,1-2)、これをアントニウスとドラベッラが破壊(Dio.ibid.コンスルが複数)、それはAmatiusのリードのもとカエサルの私的な死者礼拝が求められたときのこと(App.3,3)。Amatiusの処刑。アントニウスは一時ローマを去り、その不在中にドラベッラが、新たに民衆の建てた祭壇に反対する処置をとる(Phil.1,5.但し2,107は異なる)。Suet.の柱はこの二つの祭壇とは関係ない。銘文(何時付けられたかは問題)はアントニウスも後には認める。Suet.のいう柱は、キケロの言う彫像と同じ(fam.12,3,1=44年10月1日)。アントニウスが彫像をフォルムに。尚columnaとは柱プラス彫像の意。WeinstockとGesche、またAlföldi(Gesche,Weinstockの書評)も捉え方は異なる。

表現自体は以下の通り。bustum(Phil.1,5,2,107).tumultus(Lact.1,15,30).columna(Cic.Phil.1,5; Att.14,15;Lact.1.c.).βωμός(Dio.44,51;App.2,148,3,2-3).ara(fam.11,2,2)cf. Cic. Att.14,15-16.

Mommsen,Gesammelte Schriften,IV,182;Taylor,Divinity,84,86,97;H.Gesche,Die Vergottung Caesars, Kallmünz1968,66ff.;Weinstock,364ff.

- 30) urbis minitarentur とはV本(略,諸刊本が採る。例Fedeli)。urbis minarenturはD本(SB.)。
- 31) animadversio:奴隷は十字架刑に、自由人はタルペイアの岩から突き落とされた(Att.14,15,1f.; 14,16,2;App.3,3)。処刑と訳して、talisan.とtalisever.を対と見るべきか。Halm,§43.n.177。
- 32) 呪われた柱。注29参照。カエサルの葬儀の後フォルムに立てられたもの。Phil.2,107参照。その日時については4月の末(アントニウスのローマを離れたのち(注25参照)。キケロがプテオリで5月1日に書いた書簡(Att.14,15,1)、またキケロが5月の第一週に書いた手紙のなかで、いかに興奮しているか(Att.14,16,2)。ドラベッラ宛の書簡で(Att.14,17a=fam.9,14)、彼をブルトゥスと同じ地位に据えているほどである。しかしアッティクスは、この興奮に組せず(Att.14,16,2;18,4;20,3)、5月9日には、キケロの熱も醒める、ドラベッラは1月1日に負債を支払わなかったとして(Att.14,18,1)。30節参照。なお注29,32を整理すれば、聖なる柱は、まずAmatiusによって建てられ、それをドラベッラが撤去し

- (Att.14,15,1.両コンスルとする史料もあるが), のち再建されたと見る(何時とみるかは意見が分かれる)説が有力(Drumann,Denniston,Gesche,Alföldi.根拠はSuet.85のlonge tempore)。注132。呪われるべき(exsecratae)はPhil.2,65にも。
- 33) edixerat はtのみ。edixerant はV, δ (Fedeli,SB.)。単複何れと見るかで, 主語をアントニウスか, もっと広い層と見るかに分かれる。単数をとる(Schoell,Budé)。
- 34) ①Phil.2,100:acta Caes.が confirmata sunt. ②注82をみよ。③Att.16,16c,11;14,22,2.④6月1日の問題の詳細は不明だが, 変化は明らか。
- 35) 民会とは, アントニウスが自分の権力・地位を確実にするための諸法を示唆するもの。特に lex tribunicia……の形で。勿論, この後も sen. cons.は生まれているが(この9月2日及びその前日のことを思う)。
- 36) 将来のコンスルとはヒルティウス(A.Hirtius)とパンサ(G.Vibius Pansa)。
- 37) 祖国の解放者とは, ブルートゥスとカッシウス。liberatores と heroes とは, キケロ書簡に頻出する表現。彼が両者のローマを離れたこと(13日説, 9日説などがあり, その日時は確定が難しい。ただキケロは4月15日に Formiae から, Lanuviumにブルートゥスあり, と書く。Att.14,7,1. この点には問題ありとするむきもあるが, 19日の手紙で正しいとする。14,10,1)にいかにショックを受けたかは, Cic.Att.14,20,3.解放者と Ant. の関係は, Att.14,16,1; 14,8,1; Phil.2,31。
- 38) 老練兵たちの「といわれている」または「いわゆる」は不明。ストレートに veteranus という表現を使うのを避けたのであろうか(彼の兵士は veteranus と呼ばれるほどの年数勤務していない!)。期待させられる, 約束を保証されるのは, lex de coloniis deducendis. 兵士の問題でアントニウスがローマを離れたことは注25.ヴェテラン保護がすでに3月17日に見られたとは, App.2,135.cf.Botermann,19ff.法としては4月24日とするのは Becht である。
- 39) 無任所と訳した「特定の任務のない使節」とは, キケロが, シリアの将来の長官としてのドラベッラから legatio libera を割り当てられたことを指す(6月2日。Att.15,11,4;15,20,1)。この点に関しては, leg. agr.1,8;Flacc.86をみよ。元老院議員は, 特別な任務なしにはイタリアを離れることは許されなかったもので, ギリシアに旅するためにこのポストに任じられたわけ。当時アテナイにいた息子に会うためでもあった。なお"liberum"とあるのは, legatio とは元来元老院によって与えられるポストであるため。あえて liberum とするのは, ドラベッラに対する義理・義務を隠すためとはSB.(honorary と訳す)。Budéは「自由に」。問題点は, 夙に Mommsen,STR. II,690ff.
- 40) 翌年1月1日とは, 翌年のコンスルとキケロとの関係が絡んでいる。Atticus が, この日にキケロの戻ることを極めて重要と見ていたのは, Att.15,25;16,6,2;16,7,2.ただ6月1日以降, アントニウスの立法が彼の召集した元老院ではなく, 民会を通すことになったとすれば, 彼のコンスル職の間, 元老院を召集することはなかったのではないか(勿論, 実際はそれもあり得た)。とすれば, これは皮肉か(SB.)
- 41) ブルンディシウムには, アントニウスがマケドニアから撤退させてきた四個軍団が集結していて, キケロのような立場の政治家にとっては, 必ずしもその身が安全とは思われなかった(Att.15,21,3;16,5,3他)。Halm,\$47,n,191,Gelzer,341.
- 42) 7月10日にはブルンディシウム経由の道を取らないことを決意(Att.16,4,4)。翌日は変る(Att.16,2,4)など, 揺れも大きい。
- 43) シシリーで財務官として活躍した後, 70年ウェッレス弾劾演説を行ない, Syracusae との関係も深い。Cic.Verr,II,4,136ff.
- 44) イタリアとシシリーの間の海峡に面した町。今日のレッジョ・ディ・カラブリア。
- 45) 8月6日。Cic.fam.12,25,3;Att.16,7,1;Gelzer,344f.
- 46) Cic.Att.16,7,1. P.Valerius. cf.Cic.Att.13,15;fam.14,2,2.
- 47) アントニウスが元老院と和解しようとしていたことが読み取れよう。但しキケロの書簡のなかでは言及されていない(Att.16,7.詳細な書簡にも拘らず)。これは表面上のことにすぎず, 数行後に記すように

- アントニウスが命令権を手放すとか、減らすことに同意したとは思われたいとするのは、夙に Syme, 118, 1. たしかに次の注の声明（布告）にアントニウスは怒り、もどかしがっていること（fam. 11, 3, 1—Br. Cass. から Ant. に。Att. 16, 7, 7—Ant. の Edictum）は、たしかである。cf. Botermann, 22, 4.
- 48) 国家に必要なとあるならば悦んで永久亡命しようと思った、とする声明とは、Vell. 2, 62, 3（問題点は T. R. Holmes, *The Architect of the Roman Empire*, Oxford 1928, 22f.; 267f. cf. Cic. Att. 16, 7, 1. 一つの推定は、Brutus と Cassius が、6月5日に決められた役割、ローマへの穀物供給監督の務め（Att. 15, 9, 1; 15, 11, 2）に不満を抱き、その委任された仕事の放棄を認めてくれるように、7月末にアントニウスにむかって声明を出したとみる。Budé. 48, 5. なお単に声明とはせず、「声明の写し」とするSB. は正確。上の Ant. 演説も然り。
- 49) Madvig が Sextilibus を削除。一般には8月とされるが、9月説もある（Halm, *Sternkopf*, 373）。Holmes, 197f. これは、Att. 16, 7, 1; 5（Syme, 117, 4）と Phil. 1, 8; 10 の関係でもある。事実はそのとき既に過去、話はそのとき未来、従って fore という動詞が使われた、とみるのが自然であろう。Fedeli 参照。
- 50) Gallia Cisalpina と Gallia Transalpina. この頃の最重要課題の一つが、誰にどの属州が割当てられるか（軍隊の問題も絡む）であった。カエサルによってマケドニアとシリアがブルトゥスとカッシウスに割り当てられていたという（App. 3, 2, 3, 24; 35; *Sternkopf*, 347f.）が、異論も多く、両属州はアントニウスとドラベッラに、ともいう。ところが、属州の交換が行なわれ（lex de permutatione provinciarum: Liv. epit. 117）、アントニウスに上記の属州が決められたというのである。但し彼がそれらを手放すことは考えられない。ここには、lex tribunicia de provinciis（Phil. 5, 7; *Sternkopf*, 146f.）と lex de permutatione provinciarum の異同の問題がある（Holmes, 192ff.）。Denniston, 173f.; Botermann, 22, 4.
- 51) ルカニア地方、テュレニア海岸の町。バエストゥムのほぼ30キロ南東。Velia 着は8月17日（Gelzer, 345）。9節参照。
- 52) L. Calpurnius Piso Caesoninus（-43）. 58年のコンスル。57-55年、マケドニアの長官。49年、43年（2回）外交使節となる。ラディカル路線に反対する（44年8月はアントニウスに対して。43年1月はキケロに対して）。カエサルの岳父で、彼の埋葬儀式を主催した。アントニウスは、ブルトゥス、カッシウスに対する憎しみに満ちた布告を公布し、武器で脅かしたが、このマニフェストにピソが抗議したわけである。属州ガリアの問題をめぐるか？しかし、何故か、には問題が残し、抗議の詳細は不明。だれも支持しなかったことは、後述。cf. Att. 16, 7, 1. SB, Cicero, 1971, 245.
- 53) キケロは特にピソを支持しなかったコンスル格の人を非難する。14-15節
- 54) キケロは、予見できず、明確な原因から推論できないような事件、とりわけ「暴力的な死」を pr. nat. と見ている。Gell. 13, 1 は、「praeter naturam」というのを、暴力および予期しない死（不慮の災厄）に関わるもの、「praeter fatum」とについては、この表現は、ホメロスの ὁ π ἐ ρ μ ό ρ ο υ であるとし（Il. 2, 155; Od. 1, 34）、この考えは、運命の普通の流れが人間の行動、若しくは他のことで影響されるようなことを指すとする（Od. 5, 436）。natura と fatum をさほど分ける必要はないとは Cic. Cael. 79.
- 55) アントニウスはファルサロスの戦いのあと、キケロの命をブルンディシウムで救ったという。Phil. 2, 5, 2, 59f.（少々違うが）cf. Att. 11, 9, 1; 14, 13b; fam. 16, 23, 2. しかしキケロ書簡その他には、キケロの命の危かったことを示すヒントになるものはない。またキケロとアントニウスとの気質・性格の差を考えると、両者の間に真の友情の生まれる素地は殆どなかった。但し、公然たる対立が生まれることもなかった（Att. 14, 13b）。カエサル暗殺後は別。
- 56) ハンニバルの事は前212年。“Hannibal ad portas”は、一種の諺。Cic. fin. 4, 22.
- 57) App. Claudius Caecus（cos. 307. 296）は、280/79年に有名な演説で和平を妨害した。Cic. epit. 13; Plut. Pyrrh. 18-19; Plut. Brut. 55; 61; Tusc. 5, 112; Cat. 16.
- 58) Phil. 2, 110 も。Dio. 43, 44. 問題点は夙に Halm. Einl. §54, 215.

- 59) 「強要される」と訳しても良いが。元老院に召集された元老院議員が、出席を無視あるいは拒否したならば、その家から品物が持ち出され、従うまで保管されるか、罰金を科せられた。pig.関係史料は、Denniston.cf.Mommsen.StR.1(3Afl.),160f.
- 60) キケロの追放中、パラティンの丘の上の彼の家は、政敵、護民官クロディウスによって破壊された。57年の彼の帰還後、国はそれを再建している。Cic.Att.4,2;Harusp.15f.破壊の脅迫についての詳細はPhil.5,19.
- 61) Supplicatio(感謝祭)は、神々に(死者にでなく、勿論人間にではない)対して行なわれる。しかしカエサルは、42年の公的な聖別の前に子分たちの手で神と見做されていた。彼のための追加の祝祭日は、彼の神性についての信念を強化するものであった。キケロはこういった大胆な企てを厳しく退けた。parentaliaとは、死せる近親のための公的なお祭り(2月13日-21日)で、その靈魂(Di Manes)に祈願が必要とされた。供犠は彼らの墓所で行なわれ、その日々はreligiosiとされた。キケロの発言は、神々に直接向けられる一將軍の成功のための感謝祭(カエサル生前のそれを想起せよ!)と死者に捧げられる上記の祭儀とを混用することは、不敬に当るというのである。Gesche,74ff.
- 62) L.Iunius Brutusは、伝説上のローマ共和政の樹立者(cos.509)。その子孫が、カエサル暗殺者のM.Iunius BrutusとD.Iunius Brutus.
- 63) usquam -b,g(「どこかにある」).nusquam -V,δ(「どこにもない」)。前者を採るのはHalm,Denniston.Schoell,Loeb,Budé,Fedeli,後者を採るのはSB.cf.Phil.2,107.
- 64) カエサルという一人の人物に神的な栄誉を与える決議に対する罰として。
- 65) こういった大胆な企て、つまりピソ、演説者自身には誰も同意しなかったことを指す。自分が出席していたら彼一人に名をなさしめなかったであろうというのである。注52。
- 66) consulari(V,c,n),consularis(b,n²s,t,v),前者はコンスル格の人Piso,本訳は後者。諸説はSB.383.特にFedeliはconsulariと読む。普通はdativeでPisoni(V,n²)に続く。因みにPisonisはb,n,t,v.
- 67) カエサルの独裁官の間というようなときは、である。Phil.10,19.あるいは決定的なアントニウス派の人にとっては。このところ、SBは"fuertit quaedam necessaria:(nunc non est ita)<今はそうではない>.Neque ego"とするが、その必要なしとはFedeli,Gnomon,1988,299.
- 68) たとえば、L.Julius Caesar(cos.64)が、Antoniusの伯父として。27節参照。
- 69) "dignitati deesse"は、前節の"dignitatem tueri"に対応する。
- 70) このところ、non modo metus-V(Halm)とnon modo metu-D(Schoell,Budé版,Kasten,拙訳)、更にnon metuとmodoを落とす者がある(D-Cobet,Denniston,Fedeli,SB.)。またcausa deesse dignitati-Dとcasus adesse dignitatis-Vとの差もあるが、一般には前者。
- 71) oratio(V,D),但しSB.(主張の根拠はfam.3,13,1)を除き、諸刊本はratioと読む。
- 72) 次の効力をもつべきだと思う。"igitur...censeo"に連なる権威ある助言の具体的な内容に入る。
- 73) "advocatis"というのは、militibusとすべきであり、アントニウスが、会議場のために配置させるのが常であった兵士たちについてのブラックユーモア。
- 74) vellemは、4行上のadessetと、このdoceret双方に関連する(Halm)。
- 75) 16節-26節はローマの立法手続きに関わるところ大である。手続きは次の通り。(1)法案の告示は24日前、同時に法案のテキストも公表される(promulgatio)。(2)改変を防ぐためにコピーがaerariumに。(3)民会に提案の際、テキストも含まれる。(4)法案の読みあげ。(5)法の提案は厳密にはferre,rogare(民衆に問うこと)。(6)通過した(公告された)法案(=法)はaerariumに保管。公告のための正式の条項はなかったらしい。(7)しかし、法の全部、あるいは重要な条項が目立つ場所に提示されることが多かった。古くは、蠟板の上に描かれ、後には青銅板に刻まれた。Mommsen,R.St.R.,Ⅲ,369-419.
- 76) Ops(豊穡の女神)神殿。カピトルの丘の上にあり、カエサルが国の宝庫として使用した。貯えられた金子は、7億セステルティウスにのぼり、一部はポンペイウス派に対する没収によるもの。アントニウ

- スはこの金をのっとっていたのである。Phil.2,93; Halm, Einl. §40をみよ。
- 77) Togati とは、トガを纏う者の意。トガはローマ市民の正装、役人として執務するときに付ける、平和時の衣装。
- 78) Lex Sempronia. 兄ではなく、弟のC.Sempronius Gracchus (護民官, 123-22) を指す。
- 79) Lex Cornelia. 81年の独裁官 L.Cornelius Sulla の法。
- 80) ポンペイウスの第三次コンスル職 (52年)。そのときまず、同僚なしのコンスルであった。de vi, de ambitu, de iure magistratuumを指す。
- 81) 前46年のユリウス法。Phil.5,7;8,28;Dio.43,25;Denniston,84; Halm, §47;Sternkopf,321ff.; Broughton, MRR.2,294;Budé版,47,6
- 82) 6月1日(?)のアントニウスとドラベッラによるlex tribunicia de provinciis consularibusで、両コンスルに5ヵ年の大権を与えるものであった。アントニウスはの場合もカエサルを範とする。カエサルのためのVatiniusの法を想起したい。Cic.Att.14,14,4; Phil.2,108-9;5,7-9;Halm, §53,211;Holmes,192ff. なお posse はDにはなく、Vにはある。
- 83) 審判人団の三組。70年にlex Aulia (L.Aurelius Cotta) によって、審判人は元老院議員、騎士、tribuni aerarii から成っていたが、この第三部会をカエサルは46年に排除した (Suet.Caes.41)。cf.Dio.43,25,1 (Broughton,MRR.2,293)
- 84) 46年のカエサルの法lex Iulia だが、それに対して、アントニウスは、かつてcenturio (—nes) だった人物及びその外の老練兵から第三部会を作らせる。このことにより、この後、法廷が軍人の影響下におかれることになる。Phil.5,12ff.
- 85) centurio とは、市民軍団の構成単位としてのcenturiaの指揮官 (いわゆる下士官) だが、戦争自体での役割は最も大きい。士官、下士官という分け方は不適当か? もっとも身分上の差は別 (trib.mil.との差)。
- 86) Pompeius の法は、第三部会のための財産資格を可成高いものに定めている (trib.aer.のそれが騎士のケンススまでに、あるいは殆ど同じになると。Cic.Rab.perd.27;Planc.21.両史料とlex Pompeia 成立の年との関係は? Mommsen,StR.III,192,4;193,2)。Asc.ad Pis.94 ."amplissimo ex censu"と、比較級でないところに問題が残る (Denniston)。
- 87) 本稿注83参照。
- 88) iudex (審判人、陪審員)。前5—4世紀から前1世紀にかけての「民会訴訟手続き」は、訴追政務官、被告、民会が関与するが、前2世紀から後1世紀の「査問所手続き」は、私人の訴追者、被告、指揮政務官と私人の審判人団から成り、判決主体は審判人団。
- 89) 騎士身分と騎兵として軍務に服する者との差の問題がある。共和政末期ローマではequitesは、いわゆる軍団将校。Caes.b.G.3,10;7,65;b.c.1,77;3,53;Val.Max.4,7,5;Plut.Sulla.31.
- 90) ordinem duxerunt: centurio をductor ordinumとみるか (各軍団に60人づつ)、全くordoとみるべきか (Cases.b.G.5,30;6,7)。
- 91) dignitas とあるが (fortunaに対して、生まれや位階によって定められる)、この場合lex Acilia repetundarum において、最低年齢が30歳と定められていたこと、その後年齢が、35歳に引き上げられたことに関わる (Mommsen,Strafr.212,4は、70年のlex Aurelia によるとする) 表現と見るべきであろう。Suet. Aug.32.
- 92) アラウダ (雲雀) 軍団とは、カエサルがその忠誠さのために市民権を与えたガッリア人から成り、兜の前立に冠雲雀の冠毛のような羽を付けていた。legio V Gallica.Suet. Caes.24;Plin.n.h.11,121;Phil.5,12の並記例 (Antesignanos et manipularis et Alaudas iudices se constituisse dicebat:at ille legit aleatores,legit exsules,legit Graecos.) から推して、一種の創作と見るべきで、信憑性の批判に耐えられるかは問題。
- 93) manipularisとはmanipulusに属するもの。ここでは普通の軍団兵の意味。manipulusは、軍団の戦闘単位。軍団は10個大隊、1大隊は3個中隊 (m.)、1個中隊は2セントリアに分かれる。従って、1個軍団は

- 30manip.から成る。
- 94) 財産を意味するとはHalm,48; Cic.Cat.2,18;20.
- 95) SB.は"legis index"の前に"prope dicam"を挿入する。もっとも index をどう解すべきか? 「結果になる」とも。SE. App. 383は「意味する」(Loeb) という訳に厳しい批判を加える。
- 96) これは, de provocatione に関するもの。常設陪審裁判法廷の空洞化が狙いか。
- 97) manere—V.venire—D.emanere—Schoell.その他読みは様々 (Halm,Orelli をはじめとして)。普通は「存続, 保持」だが, 「存在」とした。SB.は「制定」。lex promulgataであるとすれば, manereは正しくない, とする (Phil.1982,218—rogari)。
- 98) popularis という「表現の遊び」か。Phil.7,4;Sest.96ff.etc.
- 99) この人は自分の上にある民会を, 当時普通だった一味徒党のテロ行為でもって, 自分の望んでいる決定に駆り立てたからである。
- 100) obicere —V, obicere se—V² (Schoell,Budé) , obici se—D (Fedeli,SB.)
- 101) 「除去する」より「弱める」とは, Budéの注。
- 102) adulescentis (Budé,Fedeli,SB.) と adulescentes (Schoell) と, 読みの差がある。
- 103) 19節で述べたカエサルの裁判法廷の法 (leges iudicariae) であるが, "obrogatur"とは, 法の部分的 (ときには全面的な) 廃止・改変を意味する (Fest.203L.;Cic.rep.3,33)。あるいは古い法や取り決めが, 新しいそのために除去される意 (OLD)。
- 104) 論理的には, 「大逆罪」「暴力の罪」判決の下された人は, 市民ではなくなっているため, 市民=民会へのアペールの権利はないわけ。カエサルの法の通る前には, 暴力罪判決の下された人は, 追放されることになっていた (Cic.Sull.31-2;Sest.69,146)。
- 105) Concordia については31節をみよ。また3月17日の大赦を想起せよ。
- 106) ここは複数。3節と矛盾する。
- 107) "civitas...universis"とあるが, 2節 (nihil...omnibus) をみよ。シシリーは然りなのか (Cic.Att.14,12,1=4月22日)。なお, Orcini または Orcivi (下界の神の臣下) や Charonitae (Charon=地獄の川の渡し守, 死神の一味) を想起したい。Plut.Ant.15;Suet.Aug.35,1「冥途の人々」。死せるカエサルが, 遺言状の中で元老院議員にしようにと名前を挙げていたとして, アントニウスが承認したことを指す。
- 108) 注107と共に演説における誇張した表現。一応クレタを指す。Phil.2,97.
- 109) 提案された法案は, 少なくとも訴えられ得るのだが, カエサルによってすでに通っていたとアントニウスの申し述べた法はそうではない, というのか? 公的な起草前 (5,7)。
- 110) 良き護民官とは Ti.Cannutius と L.Cassius Longinus のことか。Broughton,MRR.2,323f.
- 111) 護民官の拒否権は, 独裁官以外の政務官 (edictum, decretum, rogatio, s.c.) に対して行使できた。ただし, lex Clodiaの問題が残る。
- 112) 民会を召集し, 主催する人 (高級政務官) に, 不吉な (鳥その他の占いによる) 印が観察されたことを説明する権利の助けをもって。この場合, その会合では如何なる取り決めもできないことになる。もっともアントニウスがこれを無視するのは, 属州の法を提出したときのこと (Phil.5,8f.Denniston)。但し, ここで問題になるのは護民官のそれであり (obnuntiatio), Phil.2,99を参照せよ。cf.2,81.
- 113) ここに, アントニウス (およびその仲間) と元老院との間の——想定されるべき——議論が, 続くわけである。
- 114) アントニウスとその従者によるものである。同じ考えは, de Div.2,28;2,148.
- 115) 違法行為が再び見られないならば, キケロは悦んで過去を忘れたいことを仄めかす。
- 116) キケロは, アントニウスとドラベッラに今後の立法における暴力と不法性を警告しているのである。
vim:arma removete でなく vim,arma:removete とするのはSchoell,SB.Fedeli.問題点は Fed.App.
- 117) 上記の「友人たる者の務め」に相対立するもの。

- 118) 祖父とは, M. Antonius (雄弁家として知られる。cos.99) と L. Iulius Caesar Strabo (cos.90) を指し, 母方の伯父とは, L. Iulius Caesar (cos.64) であろう。
- 119) esse factum:esseはD にはない。V のみ (Budé,Fedeli)。SB. はDをとる。
- 120) 同じ表現はfam.10,2,1.Budé版の指摘。
- 121) Halm は ius の後にpostulatio (要求) を想定。Phil.2,72 (ius postulabas) .そうとすると, この個所のius, aequumがうまく収まる。
- 122) この個所"quam...habui"は, V²,D (Fedeli,SB.) .但しV¹にはない。
- 123) 1,16;2,19;112;13,18.cf.App.3,5 (Groebe,421f.は反対。cf.Botermann,24f.) .fam.11,3,2;Att.15,17,1.
- 124) 「ユーモア」とするSB.は見事。
- 125) mecum—D (Schoell,Budé,Fedeli) ,mecum loquuntur —V (SB.)
- 126) 彼の妻 (59年以降) Calpurnia の父親。8月1日のこの人の演説を指す。注52参照。
- 127) この個所の読みや解釈は様々。「病が欠席の理由たりうるならば, 死の危険も正当な理由たり得る」(命が脅かされているならば, 元老院欠席の理由があるわけ。ただ, 危険ととるのには異論も多い)「(アントニウスは君を殺そうとしている, そこで) 死んでしまっているならば, 病気であるのと同じように欠席の良い口実となろう」「死んでしまっていたら, 欠席の良い理由となろう」。SBは, 「元老院に出席しない理由としては, 死ならば病気と同じように正当であろう」とする。
- 128) < > は V にはなく, 後の筆写の際に挿入。V²,V³,Dにはある。Budé,Fedeli,SB.
- 129) de...errore はD (Budé, SB), errorem はV (Fedeli)。
- 130) nobilis...spectantis (Schoell,Budé版, Fedeli,SB) .nobiles...-tes (Halm,Loeb版)。
- 131) SBは, c をふまえ, famaなる語ありとする (Isid.Orig.2,30,2)。「業績のための信用, そして・・生まれる名声 (fama)」と。問題点はFedeliのAppar.
- 132) カエサルへの追憶が甦らされる柱を破壊することによって。5節, 注29;32.
- 133) Phil.に頻出。2,1;2,50.res publicaの崩壊をめざす祖国の敵を特徴づける表現。
- 134) < > はV²による。V,D では欠落。SB.は削除。Schoell,Budé,Fedeli は活かす。
- 135) Cic.fam.9,14.キケロがドラベッラに話し掛けるのにいかに熱心であったか。
- 136) 劇場云々は具体的には不明 (Dennistön)。47年に護民官のドラベッラが, 喚び起こした騒擾 (特に負債をめぐり) を仄めかしたもの。このときのAnt.との対立はPlut.Ant.8f.;Broughton,MRR.2,287.なお Phil.2,62-63;Dio.42,27,3-28,4;45,28,1-2.更に流れとして①ドラベッラを誉める声は Att.14,16,2;14,17,7.②従ってアントニウスに対抗する力としてのドラベッラをoptimatesたちが期待する (Att.14,20,2;14,20,4)。③ドラベッラの人物, その責任を知悉しているキケロ (Att.14,18,1=5月9日) は幻想から醒める。因みにドラベッラの親カエサル派的行動の取締りの意味についてはAlfoldi.Oktavian,56f. もっとも彼は劇場云々をそのまま採る。
- 137) dignitatem deponere : Halm (Einl.), §44,179;180;Att.14,18,1.
- 138) 3月17日のこと。注3参照。
- 139) その後のキケロの主張の中に, concordia は頻出する。また第二回三頭政治の一種のシンボル用語としても。cf.Phil.1,23;13,10; Dio.44,33; Weinstock,266.
- 140) veteranis —V.veterani—V².その他にも様々な読みあり。①「元老院」と見る人 (Ernesti) と, ②「老精兵」とみなす人がある (Budé) が, 前者をとる (Fedeli,SB.他)。もっとも奇妙とはいえ, 写本の語句は支持できないこともないとするのはBudé版。老精兵はカエサルの好意, 約束の失われるのを訴え得た, と。cf.App.2,133.
- 141) アントニウスは, カエサルの生前, 不吉な前兆を告げることで, ドラベッラの選挙を妨害し, アウグル (50-31) としてドラベッラのコンスル選出を無効としたことがある (Phil.2,79ff.;3,9;5,9)。cf.Plut. Ant.11,2f.Broughton,MRR.2,317.

- 142) 貴方はドラベッラをコンスルとして認めたのではないか、貴方は彼をobnuntiatio (悪しき予兆を示すこと) によって vitiose creatum とみなしたに拘らず。Halm をみよ。
- 143) カエサル殺害者との和解の成立したこと。注7.8参照。Phil.2,90.tuus の前の cum の落ちたものであらうとはHalm.
- 144) 独裁官のタイトル。Cic.Phil.2,91;115
- 145) M.Manlius Capitolinus. ガッリア人の侵攻からカピトルを守った人物 (cos.392)。王の支配を求めたため有罪判決を受け、処刑された (384)。Liv.6,11-20;Phil.2,87;114.
- 146) Fest.151M=135L.
- 147) "patricium"とあるが、Manlii はプレブス系である。
- 148) Gulielmus の補遺。Schoell, Budé 版も、SB. も、Fedeli もこれに従う。
- 149) マルクスの名については、30年に、元老院は今後アントニウスにマルクスなる個人名 (キケロの個人名でもある) を許さないという取り決めを通した (Plut.Cic.49; Dio.51,19,3)。
- 150) claritatis—V, D (Budé, Fedeli, SB.) . caritatis—Schoell. civium caritas?
- 151) キケロはこのことを信じ、書いたに相違ない。Phil.2,53;40-41; Att.16,15,1.
- 152) アントニウスの妻 Fulvia の問題 (Phil.2,113;5,11)。兄弟の Lucius を加える人もある。
- 153) V にはないが、D では "quam diligere malis" を加えている (Schoell, Budé, Fedeli, SB.)。Cic.off.2,29により確認可能。
- 154) Suet.Calig.30. 悲劇作家アッキウス (ca.170-94/86,94) の作品 "Atreus" から。Sest.102; off.1,97.
- 155) アントニウスはキケロの作品『de oratore』の対話者である。
- 156) vitaでなく votaとすべきとは、SB.Ciceros Speech, Harvard St.Cl.Phil.1979,281.
- 157) 雄弁家のM. Antonius. 輝かしき日とは、キリキア海賊に対する勝利 (102-100) とその凱旋式、コンスル職(99)など。スッラ、マリウスの抗争に当たり、マリウスとキンナ (87—84.cos.) の命令で派遣された者の手で、87年に暗殺されている。キケロは、修辞学関係の作品の中で彼を誉めている (『Brutus』『de oratore』)。16節参照。
- 157A) quid: 「何故」 (Budé, SBのText)。但し SB, Harv, St, 1979, 281は「どのように」。
- 158) ①clarus—V, D. 但し carus と読むべしとは Clark (CR.1900) . ②tutus と読んだ (Muretus.—Budé, SB.) が, unctus (V—Fedeli) , iucundus (Weber) , munitus, functus など読み方に問題が多いが、D にはない。この前後の読みも多種多様 (omnino potest (Muret—Budé, Fedeli, SB.) , omni potestate (V) , potest (D) , omni potest parte (Schoell))。詳論は省略。
- 159) 第1演説には、その名は全く出てこないが、恐らくオクタウィアヌスの与えたもの。
- 160) Fuhrmannはシュプレヒコールとするが、手回し、口移しされる民衆のざれ歌、風刺程度か。Budé版, SB.
- 161) ポンペイウスの彫像の前。ポンペイウスの建てたマルスの原の劇場のなかにある。暗殺されたカエサルは、その脚下に倒れたのである。
- 162) Phil.3,23にはアントニウスに反対する三人の護民官とある。L.Cassius, D.Carfulenus, Ti.Cannutius と。Vell.2,64,3はCann.に言及。cf.Cic.fam.12,3,2.なお25節参照。
- 163) アポリナリウスの祭りは、アポロンのために、7月6日から13日まで開催される。何よりも、演劇が上演された。
- 164) ローマ人が、国家を護ることにではなく、拍手喝采のためにその「手」を使うのに腹を立てているキケロを想起したい。Cic.Att.16,2,3 (7月11日。Ludi Appolinares に言及)
- 165) Brutus と Cassius のこと。
- 166) 彼の "Tereus" が上演された。M.Brutus はむしろ悲劇 "Brutus" を見たかったのである。Att.16,5,1.
- 167) 44年のアポリナリウスの祭りは、都市法務官のマルクス・ブルートゥスが主催するはずだった。人々

が称賛するとは、このブルートゥスとカッシウスのこと。アッキウス云々、とくに60年後とは、前104年の作品、悲劇“Tereus”が、その時再演された（Cic.Att.16,2,3）ことを指す。この年は、ブルートゥス不在のため、アントニウスの弟ガイウス・アントニウスが祭りを主催し、アッティクスから費用の援助を受けている（Cic.Att.15,18,2）。Gelzer,RE10,997f.（M.Iunius Brutus）；M.L.Clarke,The noblest Roman,London 1981,45.cf.Cic.Phil.2,31;10,7;Att.15,26,1;15,28;15,29,1;16,2,3（7月11日）;16,4,1.これが一種の歴史的な転換点を意味したとは、Alföldi,Oktav.57.それはオクタウィアヌスによる*ludi victoriae Caesaris*（7月20-31日。Plin.n.h.2,93f;Suet.Aug.10,2;Dio.45,6,4;Alföldi,96ff.）との関係で、考えねばなるまい（Holmes,13;18f.）。

- 168) 全民衆の同意とは、アントニウスとドラベッラらの政策の”良い”段階を指す。
- 169) Cic.Sest.96ff.;115.キケロが元々大衆におもねる *populares* に反対の立場をとったことは明らかであるが、民衆に対するアントニウスの蔑視をも暗示している。26節参照。
- 170) A.Hirtius（-43）は、カエサルスの忠実な仲間で、その信頼も厚く、ガッリア戦記の第八巻の著者。キケロとの関係も良好。カエサルによって43年のコンスルに定められていたが、3月15日以降はとくに際立った動きを見せていない。病気のためか（fam.12,22,2.cf.Phil.7,12;8,5f.）？コンスルとしては、共和派に忠実であったが、43年4月21日、アントニウスに対する戦いで倒れた（ムティナ）。演説の流れに合わないヒルティウス賛美は、躊躇している彼を味方に引き入れようとするものとの見方もある。cf.Att.16,1,4;15,5-6.
- 171) “*quibus est ipse carissimus*”（V）の *ipse* を *ille* と読むのはSB.なおDには、*ipse* ともない。
- 172) *timorem omnium in quo* とあるのはD本（Schoell,Budé,Fedeli）、Vには *omnium* はない（SB）。*omnium* をいれると、貴顕の士との対句、「普通の、すべての人」。
- 173) そういったものが、必ずしも民衆愛の表れを意味するのではないことを仄めかす。
- 174) *non censetis*—V, *censetis*—D.翻訳にあたり差はない。但し *vita* の問題はSB.Phil.1982,218.彼はBudé版を称賛する。
- 175) これは14節のきっぱりした意思表示と対照的な慎重さ。カンパニアへの隠棲後に付加されたものか？Budé版。
- 176) キケロは106年の生まれ。類似の表現はCic.Marc.25;fam.10,1,1（Budé）.SB.Harv.St.1979,281.

補遺。注17に関して、J.T.Ramsey,The Senate,Mark Antony,and Caesar's legislative Legacy,Ci.Q.44 1944,130-145.を、再校段階で入手したが、本稿にそのユニークな主張を盛ることはできなかった。